

**まるごとまちごとハザードマップ  
実施の手引き（第3版）**

令和8年6月

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室

## 〔目次〕

### 本 編

1. 目的・定義	1
2. まるごとまちごとハザードマップの基本的事項	5
2-1. 水害関連標識	5
2-2. 水害関連標識に使用する図記号	7
2-3. 水害関連標識の記載内容	10
2-4. 複数水害が発生する場合の対応方針	13
3. まるごとまちごとハザードマップの実施	15
3-1. まるごとまちごとハザードマップ実施の流れ	15
3-2. 基礎情報の収集・整理	16
3-3. 実施計画の検討	18
3-4. 現地調査	22
3-5. 標識の設置	23
3-6. 維持・管理	24
3-7. 活用と見直し	25
4. まるごとまちごとハザードマップの効果向上の工夫	27

### 資 料 編

1. 水害関連標識の設置イメージ	資-1
2. 標識のレイアウト例	資-4
2-1. 共通事項	資-4
2-2. 洪水標識	資-6
2-3. 内水標識	資-7
2-4. 高潮標識	資-9
2-5. 津波標識	資-10
2-6. 避難関連標識用	資-12
3. 参考資料	資-17
4. 図記号の使用条件	資-18
5. 使用書体の基準	資-20
6. 文字組の基準	資-21
7. 文字高の基準	資-22
8. 表記言語について	資-23
9. 色彩の基準	資-23
10. 建築限界	資-24
11. 標識本体の素材等	資-25
12. 設置の高さ	資-26
13. 視方角	資-27
14. 維持・管理	資-28
15. (参考) 既存の石碑や洪水痕跡の水位標等	資-29

## 【図表目次】

図-1 まるごとまちごとハザードマップにおける水害関連標識の基本的な考え方	1
図-2 まるごとまちごとハザードマップで設置する水害関連標識	5
図-3 まるごとまちごとハザードマップの実施の流れ	15
図-4 現地確認用ツールの活用イメージ	22
図-5 継続的な防災学習の関連イメージ（一例）	27
図-6 水害標識設置のイメージ	資-2
図-7 避難関連標識設置イメージ	資-3
図-8 図記号の推奨サイズを確保した場合の記載例	資-5
図-9 洪水標識記載例	資-6
図-10 洪水標識（避難関連情報の併記）記載例	資-6
図-11 洪水標識（浸水深を記載しない）記載例	資-6
図-12 内水標識記載例	資-7
図-13 内水標識（避難関連情報の併記）記載例	資-7
図-14 内水標識（浸水深を記載しない）記載例	資-8
図-15 高潮標識記載例	資-9
図-16 高潮標識（避難関連情報の併記）記載例	資-9
図-17 高潮標識（浸水深を記載しない）記載例	資-9
図-18 津波標識（図記号と数値の分離表記）記載例	資-10
図-19 津波標識（避難関連情報の併記）記載例	資-11
図-20 津波標識（津波到達時間の併記）記載例	資-11
図-21 津波標識（地盤高を記載する）記載例	資-11
図-22 津波標識（浸水深を記載しない）記載例	資-11
図-23 避難場所・避難所標識記載例（1/2）	資-12
図-24 避難場所・避難所標識記載例（2/2）	資-12
図-25 避難誘導標識記載例（1/2）	資-13
図-26 避難誘導標識記載例（2/2）	資-14
図-27 避難情報標識表示例（1/2）	資-15
図-28 避難情報標識表示例（2/2）	資-16
図-29 図記号の使用条件（色彩/形状）	資-18
図-30 図記号の使用条件（最小寸法）	資-19
図-31 使用書体の基準	資-20
図-32 文字組の基準	資-21
図-33 建築限界	資-24
図-34 掲出高さの考え方（1）	資-26
図-35 掲出高さの考え方（2）	資-26
図-36 視方角の考え方	資-27
表-1 図記号と図材・機能（JIS Z 8210 案内用図記号等に一部補足）	8
表-2 「洪水」、「内水」、「高潮」、「津波」標識の記載内容	10
表-3 設置形式の概要	21

### ※改定履歴

平成 18 年 7 月（初版）

平成 29 年 6 月（第 2 版） 水害関連標識の設置に関する検討・作業等の流れの具体・詳細化、事例集の追加、洪水の図記号の変更、内水・高潮の追加

令和 8 年 6 月（第 3 版） 注意図記号の追加、津波の追加、洪水／内水氾濫図記号の変更、災害種別補助図記号、注意図記号の使い分けの考え方、まるごとまちごとハザードマップの利活用・設置の推進に関する記載の追記

# はじめに

洪水ハザードマップの更なる普及浸透及び住民等の水害に対する危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進するため、平成 18 年に「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」（以下「本手引き」という。）を作成した。

その後、平成 27 年の水防法改正により、洪水に加え、内水・高潮に対応した浸水想定区域を指定し、各市町村においてはこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知することとなり、さらに平成 29 年の水防法改正により、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板等により住民等へ周知することとなった。

これを受け、それまでの取組事例も基に、平成 29 年 6 月に本手引きを改正し、対象とする水害に内水・高潮を追加するとともに、実施に係る検討・作業等の流れを具体・詳細化した（第 2 版）。さらに取組事例集を新たに作成した。

令和 3 年 6 月の「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト【第 2 弾】」（国土交通省防災・減災対策本部）では、重点推進施策の一つに住民避難のための対策が位置づけられ、まちなか等の生活空間における災害リスク標識の設置・活用を推進することとされた。また、令和 6 年 8 月には、JIS Z 8210（案内用図記号）が改正され、本手引きで使用している洪水／内水氾濫の災害種別補助図記号が ISO 規格に準じて変更されるとともに、新たに注意図記号にも洪水／内水氾濫が追加された。さらに、令和 8 年 3 月には、JIS Z 9097（津波避難誘導標識システム）と統合する形で、JIS Z 9098（災害種別避難誘導標識システム）が改正された。

このような背景を踏まえ、今般、再び本手引きの改定を行い、各水害の災害種別補助図記号と注意図記号との使い分けの考え方を明確化するとともに、対象水害として新たに津波を加えることとした（第 3 版）。

本手引きを活用し、全国の市町村の防災担当者が事前調査段階から、設置、維持管理・活用の各段階において、関係機関と連携して円滑に取り組んでいただくことにより、全国でまるごとまちごとハザードマップの取組がさらに進んでいくことを期待する。

## 第 3 版改定のポイント（令和 8 年 6 月）

本手引きにおける改定の主なポイントは以下のとおり。

- JIS の改正に伴い、洪水／内水氾濫の災害種別補助図記号を変更し、注意図記号を導入
- これまで対象としてこなかった、高潮の注意図記号、津波の災害種別補助図記号及び注意図記号、避難場所図記号、避難所図記号、津波避難場所、津波避難ビルを導入
- 手引きとしての見やすさ向上のため、標識のレイアウト例等を「資料編」に集約
- 水害関連標識の設置や更新時の費用負担軽減の参考として 3-2. 基礎情報の収集・整理の項目の記載を充実

本 編

---

## 1. 目的・定義

### 【本手引きの目的】

本手引きは、浸水深・避難所等に関する情報を水害関連標識として生活空間である「まちなか」に表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

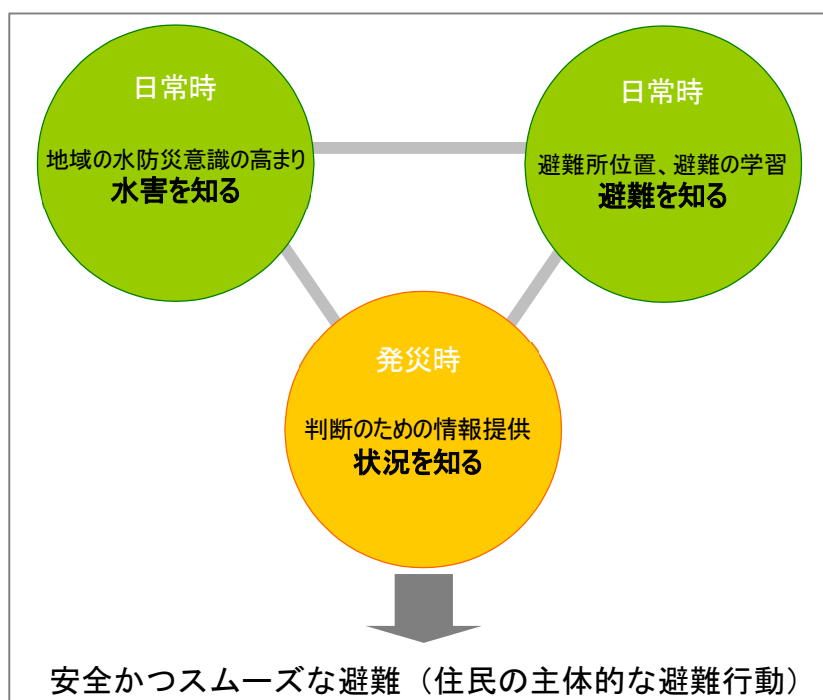


図-1 まるごとまちごとハザードマップにおける水害関連標識の基本的な考え方

**【まるごとまちごとハザードマップの定義】**

本手引きにおいて、「まるごとまちごとハザードマップ」とは、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるように、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる以下の情報を表示する取組である。

- a. 洪水・内水・高潮・津波の浸水深等に関する情報
- b. 避難行動に関する情報（避難所及び避難誘導に関する情報）

- 本手引きは、今後、新たな標識の設置に関して必要な内容を定めるものである。既存の標識については、今後の更新等の際に本手引きを参考に設置をするものとする。
- 本手引き以前から設置されている石碑や洪水痕跡の水位標等も、日常において地域の水害の危険性を周知するという観点で、まるごとまちごとハザードマップの取組と同じ主旨のものである。こうした石碑や洪水痕跡等も活用して、まるごとまちごとハザードマップの取組を進めるものとする。

**【対象とする自然災害】**

「まるごとまちごとハザードマップ」では、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、津波ハザードマップの4つの水害ハザードマップをもとにして、水防災にかかわる情報を表示することとする。

**【用語の定義】**

- 洪水浸水想定区域（水防法第 14 条に規定）  
想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
- 内水浸水想定区域  
想定し得る最大規模の降雨により下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（水防法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）
- 高潮浸水想定区域（水防法第 14 条の 3 に規定）  
想定し得る最大規模の高潮により海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域
- 津波浸水想定（津波防災地域づくり法に関する法律第 8 条に規定）  
最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深
- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
一定の条件下において、家屋内にいと生命・身体の危険が生ずる、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域
- 津波基準水位（津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に規定）  
津波の想定浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の水位上昇を加えた水位で、避難や建築行為等の制限の基準となるもの
- 災害危険区域（建築基準法第 39 条に規定）  
洪水、高潮、津波等による危険が著しく建築物の建築が禁止または制限された区域
- 地域防災計画（災害対策基本法第 42 条に規定）  
各市町村の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画
- 避難  
避難場所や安全な場所への移動や、頑強な建築物等の上層階への移動など、浸水を避けて安全な場所へ立ち退くこと及び建物内の安全な場所での待避
- 指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4 に規定）  
洪水、津波等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの
- 指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7 に規定）  
災害後に一定期間避難生活をする、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
- 避難路  
避難場所へ通ずる道路等で、市町村が指定したもの

○図記号

言語から独立して情報を伝える一つの意味をもつ、視覚的に知覚される図形

○水害関連標識

水害ハザードマップに記載されている浸水深や避難所等に関する情報を表示する標識（洪水標識、内水標識、高潮標識、津波標識、避難所標識）（道路法令でいう標識とは異なる）

- ・本手引きでは、表示例として既往図記号で作成された標識の写真を記載している。
- ・本手引きでは、実施に関する検討・作業等の記載（3. まるごとまちごとハザードマップの実施）において、適用の位置付けを明確にするために、以下の分類を記載している。

**【標準】**：特段の事情がない限り取り組むべき事項

**【推奨】**：各地域の実情等によって、更に実施することが望ましい事項

## 2. まるごとまちごとハザードマップの基本的事項

### 2-1. 水害関連標識

まるごとまちごとハザードマップで設置する水害関連標識は、水害リスク情報標識（洪水標識、内水標識、高潮標識、津波標識）と避難関連標識（避難情報標識、避難誘導標識、避難場所・避難所標識）の2種類で区分される。  
標識には、図記号と併せて、文字による説明を表記するものとする。

- 水害関連標識は、施策の理解促進のため、図記号に文字による説明を併記することとする。ただし、地区内での標識設置間隔等を考慮し、必ずしもすべての標識に説明文を併記する必要はない。
- 視認性と設置の意図を踏まえ、「標識の顕在性」の視点から、図記号と文字の大きさとのバランスに配慮するものとする。また、複数の図記号を併記する場合は、標識の目的の主従を踏まえて、図記号の大きさを変えることを原則とする。
- 標識に記載しきれない水害や避難に関する情報を二次元コード等で提供することが望ましい。
- 主要な記載内容については適切な外国言語を併記することとし、住民や訪日外国人旅行者の出身国等の状況等を踏まえ、可能な限り地域での統一性・連続性を確保することが望ましい。
- 補助的な説明文の記載は可能とするが、学校や通学路等、児童生徒が比較的多く通行する場所に標識を設置する場合には、「なるべく専門用語を使用しない」、「ふりがなを記載する」等に配慮することが望ましい。

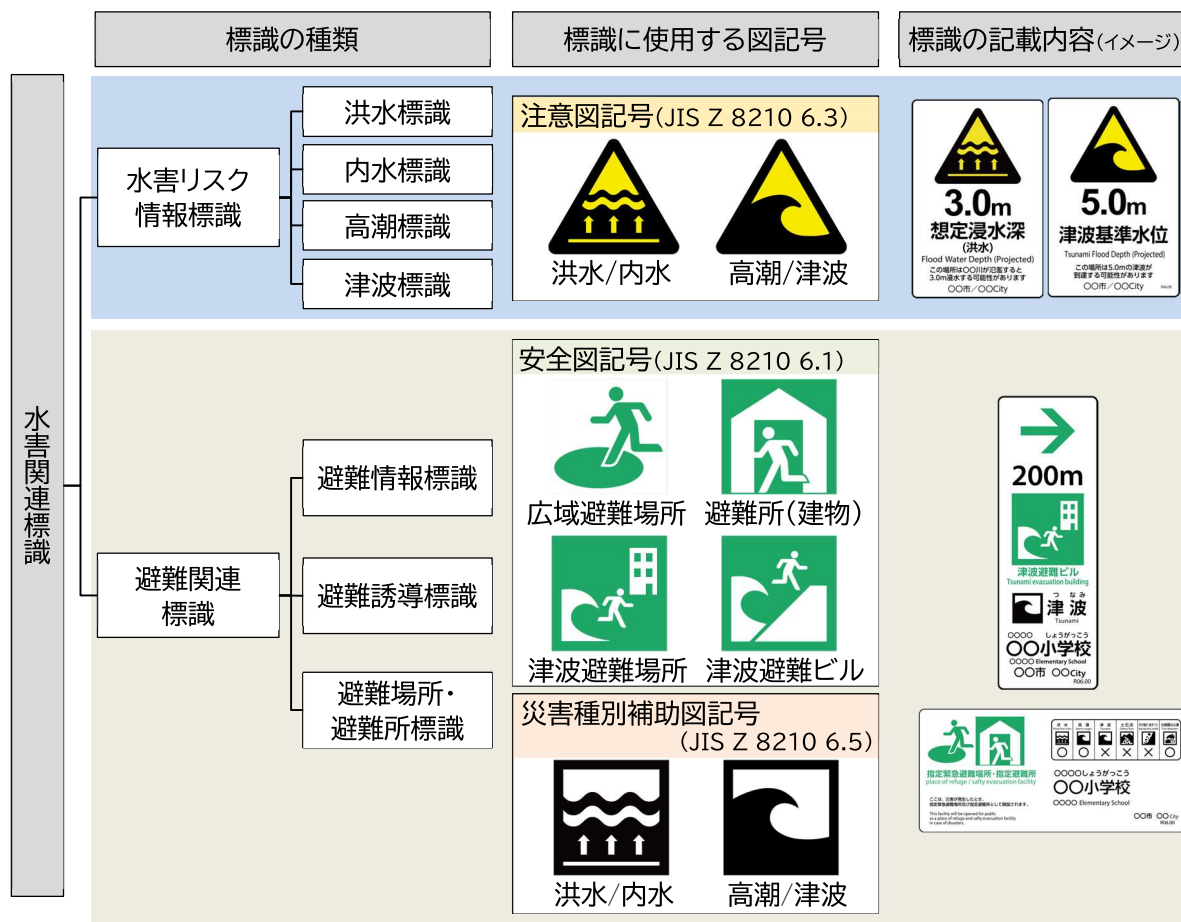


図-2 まるごとまちごとハザードマップで設置する水害関連標識

### 2-1-1. 水害リスク情報標識

水害リスク情報標識は、洪水、内水、高潮、津波の注意図記号と文字による説明を組み合わせ、当該地域の水害リスクの情報を示し、注意喚起を行うことを目的とするものとする。

- 水害リスク情報は、対象となる水害ハザードマップに基づき、想定浸水深、津波基準水位等を記載することを原則とするものの、地域における著名洪水等の実績浸水深の表示も可とする。特に被災直後などは実績浸水深の表示が効果的である状況も想定されることから、地域の実情に応じた判断を行うこととする。
- 水害リスク情報標識で使用する図記号は、「JIS Z 8210 6.3」に記載されている注意図記号を使用することを基本とする（2-2. 参照）。
- 「洪水」と「内水」、「高潮」と「津波」でそれぞれ共通の図記号を使用することから、誤解を避けるため、文字により災害種別を記載することを基本とする（2-3. 参照）。

### 2-1-2. 避難関連標識

避難関連標識は、避難施設の安全図記号、対応水害の災害種別補助図記号と文字による説明を組み合わせ、当該地域の避難先及び対応水害の種別を示し、水害時に安全な避難先を伝えることを目的とするものとする。

- 避難関連標識は、各種水害ハザードマップに基づき、避難先であることを示すことを目的として避難場所や避難施設に設置するもの（避難場所・避難所標識）、避難先に誘導することを目的として避難経路に設置するもの（避難誘導標識）、避難に関連した情報を示すことを目的として人通りの多い結節点等に設置するもの（避難情報標識）で構成することとする。
- 避難関連標識は、「JIS Z 9098 災害種別避難誘導標識システム」も参考として設置を検討することとする。
- 避難関連標識で使用する図記号は、「JIS Z 8210 6.1」に記載されている安全図記号を使用することを基本とする（2-2. 参照）。
- 避難関連標識では、災害の種類により避難先が異なることがあるため、対応する災害種別を「JIS Z 8210 6.5」に記載されている災害種別補助図記号や文字により記載することを基本とする（2-3. 参照）。

## 2-2. 水害関連標識に使用する図記号

### 2-2-1. 図記号の種類

水害関連標識で使用する図記号は、「JIS Z 8210 案内用図記号」に記載されている図記号のうち、「水害リスク情報標識」では「洪水」、「内水」、「高潮」、「津波」の注意図記号、避難関連標識では「広域避難場所」、「避難所（建物）」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の安全図記号及び「洪水」、「内水」、「高潮」、「津波」の災害種別補助図記号とする。

- 水害関連標識に使用する図記号は、表-1 の通りとする。
- 各図記号の色彩及び形状の規定は、「JIS Z 9101 図記号-安全色及び安全標識-安全標識及び安全マーキングのデザイン通則」「JIS Z 9103 図記号-安全色及び安全標識-安全色の色度座標の範囲及び測定方法」によることを原則とする。参考として資料編「4. 図記号の使用条件」に記載する。
- 今後、水害関連標識を設置・更新する場合は、本手引きに基づくことを基本とするが、既存の水害関連標識との混在による混乱を避けるなど、従前の図記号を継続した方がよいと判断される場合は、当該図記号<sup>1</sup>を継続して使用してもよいものとする。
- 既往標識の図記号のみを更新する場合は、「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組に関する通知について」（平成 28 年(2016)3 月 3, 内閣府（防災担当））の別添資料を参考に、標識の設置状況に応じてシールの貼付け等に対応する。
- 本図記号は、水害関連標識としての利用に限定されるものではなく、ハザードマップの他、水防災に関連する各種媒体等での利用を奨励するものである。

<sup>1</sup>以下の図記号、標識の記載を指す。



表-1 図記号と図材・機能(JIS Z 8210 案内用図記号等に一部補足)

番号	表示事項	図記号	記 事
<b>6.3 注意図記号</b>			
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.3.13	洪水/内水		図材：上昇した水面を表す二重の波、上向きの3本矢印、横線を注意の基本形状に入れる。 機能：洪水及び/または内水氾濫の発生する危険性のある地域を表示。 適用：洪水/内水の文字による補助標示が必要。
JIS Z 9098	高潮*		(JIS Z 9098により、高潮の注意図記号は津波の注意図記号を用いる)
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.3.9	津波		図材：海面から盛り上がった波を注意の基本形状に入れる。 機能：地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を表示。 適用：高潮/津波の文字による補助標示が必要。
<b>6.5 災害種別補助図記号</b>			
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.5.1	洪水/内水		図材：上昇した水面を表す二重の波を災害種別補助の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、洪水及び/又は内水氾濫を表示。避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 適用：洪水/内水の文字による補助表示が必要。
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.5.3	高潮/津波		図材：海面から盛り上がった波を災害種別補助の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、津波及び/又は高潮を表示。避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 適用：高潮/津波の文字による補助表示が必要。
<b>6.1 安全図記号</b>			
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.1.4	広域避難場所		図材：白地に緑色の走る人の姿及び場所を示す円。 機能：指定された広域避難場所又は避難場所の情報を表示。
JIS Z 9098 JIS Z 8210 6.1.5	避難所(建物)		図材：緑地に白抜き屋根のある施設及び施設に逃げ込む人の姿。 機能：指定された避難所(建物)又は避難所(建物)の情報を表示。 適用：文字による補助表示が必要。
JIS Z 8210 6.1.6	津波避難場所*		図材：緑地に白抜きの津波、高台及び逃げ込む人の姿。 機能：津波に対しての安全な避難場所(高台)の情報を表示。 適用：文字による補助表示が必要。
JIS Z 8210 6.1.7	津波避難ビル*		機能：緑地に白抜きの津波、津波避難ビル及び逃げ込む人の姿。 機能：津波に対しての安全な避難場所(津波避難ビル)の情報を表示。 適用：文字による補助表示が必要。

\*「JIS Z 9098 災害種別避難誘導標識システム」により、高潮に適用することも可。ただし、災害種別を文字で補足するなど、避難者が正しい避難場所へ誘導されるように十分留意する。

**【参考】**

- ・ハザードマップ等に、図記号内に数値を記載するタイプを最小サイズ(8mm角)で使用する  
場合、読みやすさを確保するため、水面を上げた形を採用しても良いこととする。



通常形態の場合  
; 文字の判読性が低い



水面を広げた場合  
; 文字を拡大でき、判読性が上がる

2-2-2. 注意図記号と災害種別補助図記号の使い分け

2-2-1. に示す図記号のうち、注意図記号は「水害リスク情報標識」で使用し、災害種別補助図記号は「避難関連標識」等において、災害種別を示す場合に使用するものとする。

〔図記号使用イメージ〕 ※各標識の記載内容は「2-3-1. 水害リスク情報標識」参照

○注意図記号



○災害種別補助図記号



## 2-3. 水害関連標識の記載内容

### 2-3-1. 水害リスク情報標識

水害リスク情報標識は、水害の種別を示す注意図記号と、水害のリスクを説明する文字の組み合わせで、設置場所の想定浸水深または実績浸水深、津波基準水位等、当該地域の水害リスク情報が明確に伝わる内容を記載するものとする。また、洪水と内水、高潮と津波は同一の図記号を使用することから、誤解を与えないよう、災害種別を併記することとする。

- 表-2 に示す「必須記載事項」の図記号と文字の組み合わせを基本とする。
- 標識の見やすさに配慮し、煩雑にならないよう記載する情報の内容を精査する。
- 「想定浸水深」、「津波基準水位」などの名称は、誤解を与えないよう留意しつつ、各ハザードマップとリンクさせて記名することも可とする。
- 日本語での記載に加え、多言語対応を行うことが望ましい。使用言語は地域の実情により選定する。
- 内水の浸水実績は、床上・床下の記録のみで浸水深が記録されていない場合もあることから、浸水深を記載しないことも可とする。

表-2 「洪水」、「内水」、「高潮」、「津波」標識の記載内容

必須記載事項		補助記載事項
図記号	文字	文字
洪水	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇.〇m (計算された最大の浸水深)</li> <li>・想定浸水深 (洪水)</li> <li>・対象河川名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文</li> <li>・設置年・月</li> <li>・設置者名称</li> <li>・多言語対応</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇.〇m (実績の浸水深)</li> <li>・実績浸水深 (洪水)</li> <li>・水害説明 (水害名、発生年度等)</li> </ul>	
内水	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定浸水深 (内水)</li> <li>・雨の規模 (〇〇mm/時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文</li> <li>・設置年・月</li> <li>・設置者名称</li> <li>・多言語対応</li> <li>・〇.〇m (計算・記録された浸水深)<sup>※1</sup></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績浸水深 (内水)</li> <li>・〇.〇m (実績の浸水深)</li> <li>・水害説明 (水害名、発生年度等)</li> </ul>	
高潮	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇.〇m (計算された最大の浸水深)</li> <li>・想定浸水深 (高潮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文</li> <li>・設置年・月</li> <li>・設置者名称</li> <li>・多言語対応</li> </ul>
津波	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇.〇m (計算された津波基準水位)</li> <li>・津波基準水位<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤高 (標高)</li> <li>・津波到達時間<sup>※3</sup></li> <li>・説明文</li> <li>・設置年・月</li> <li>・設置者名称</li> <li>・多言語対応</li> </ul>

- <sup>※1</sup> 一般的に浸水深が小さいこと、床下・床上等の記録のみの場合が多いことから具体的な水位の記載は任意とする。また地下施設等に表示する場合も同様とする。
- <sup>※2</sup> 津波基準水位の名称に変えて想定浸水深と記載する場合は、高潮標識との差別化のため「想定浸水深 (津波)」の記載を必須とする。
- <sup>※3</sup> 津波到達時間を記載する場合は、海岸線への到達時間を記載することを基本とする (参考: 「水害ハザードマップ作成の手引き」 P34, P40)。

〔標識の記載イメージ〕

※各標識のその他のレイアウト例は資料編に記載

〔洪水浸水想定区域内に設置する場合〕



- 洪水の注意図記号 (必須)
- 浸水深 (必須)
- “想定浸水深(洪水)の文字 (必須)
- 英字表記(補助)
- 対象河川名(必須)を含む説明文(補助)
- 設置者名称、設置年月 (補助)

〔津波浸水想定内に設置する場合〕



- 津波の注意図記号 (必須)
- 津波基準水位 (必須)
- “津波基準水位”の文字 (必須)
- 英字表記(補助)
- 説明文(補助)
- 設置者名称、設置年月 (補助)
- 地盤高(標高)(補助)※



※補助として地盤高(標高)情報を記載する場合は、高潮や津波等の高さとの誤解されないよう、津波基準水位や想定・実績浸水深と合わせて表示するなど、表示方法に注意する。

〔参考〕

・津波の標識については、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組以外での標識表示※も推進されていることから、各自治体の普及状況に合わせ、設置の判断を行うこととする。

※例えば「津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために行う道路施設等での海拔情報を表示する取組」として海拔表示シートの設置が推進されている。  
 <海拔情報の提供> <https://www.mlit.go.jp/road/kaibatsu.html>



2-3-2. 避難関連標識

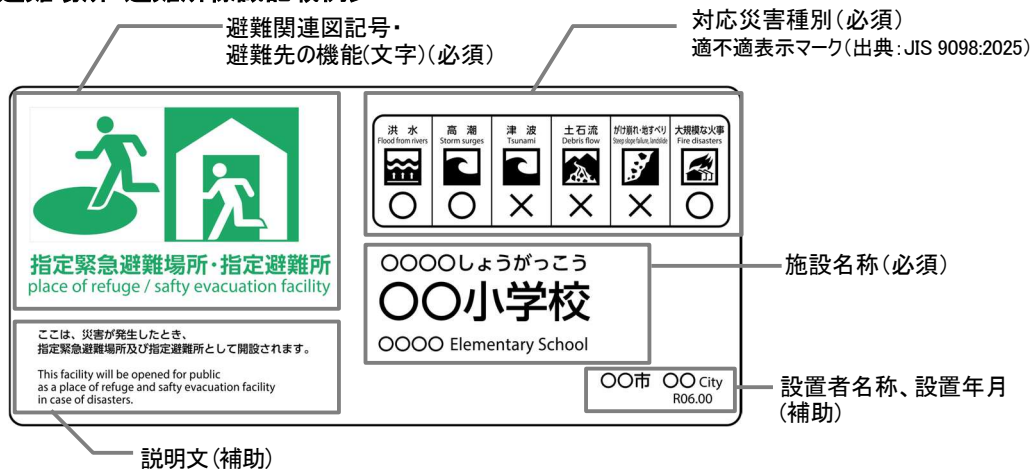
避難関連標識は、図記号と文字の組み合わせで、当該地域の避難先及び対応水害の種別が明確に伝わる内容を記載するものとする。

- 避難関連の標識の記載内容は、避難先の形状や機能ごとに、下記の通り記載することを基本とし、それぞれ対応可能な災害種別が分かるよう記載する。
- 誘導標識は、避難先までの距離を記載することが望ましい。
- 日本語での記載に加え、多言語対応を行うことが望ましい。使用言語は地域の実情により選定する。

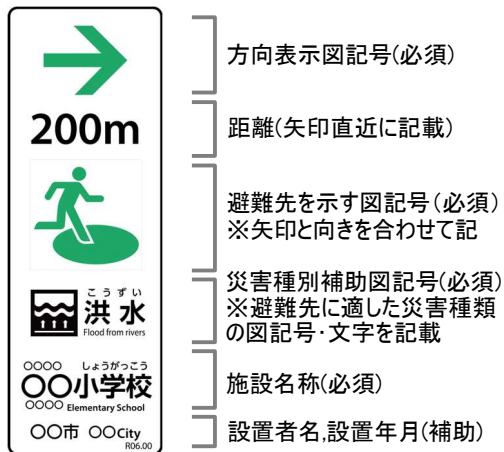
〔標識の記載イメージ〕

※各標識のその他のレイアウト例は資料編に記載

〔避難場所・避難所標識記載例〕



〔避難誘導標識記載例〕



〔避難情報標識記載例〕



〔参考〕

- 避難所(建物)に設置する標識には、要支援者等の避難先の判断を助ける観点から、以下のようなバリアフリーに関する情報を記載することも可とする。

スロープ	エレベーター	洋式トイレ	多目的トイレ	...

## 2-4. 複数水害が発生する場合の対応方針

洪水、内水、高潮、津波の水害が複数発生することが想定される場合や、複数河川の氾濫が想定される場合、個別に標識を設置すると煩雑になったり、重要度が理解されにくくなる恐れがあるため、地域における水害特性等の分析などを踏まえ、複数の災害の情報をまとめて表示することを基本とする。なお、洪水や津波など複数水害が発生する場合で、災害種別により対応部局が異なる場合は、関係者間で調整の上、表示方法を検討することが必要である。

- 対象とする水害について、洪水、内水、高潮、津波の複数の水害の想定が重なる地域の場合は、複数水害を記載することにより煩雑になることや景観を損ねる可能性に留意しつつ、水害の浸水深の大きさ、リードタイム、浸水の発生頻度等を比較し、地域の実情に応じて総合的に判断するものとする。
- 設置箇所(配置)の検討において、複数の水害リスクが存在し、対象水害により避難所の適否が異なる場合は、避難誘導等で混乱をもたらすことがないように留意する。
- 地域ごとの水害特性の分析等を踏まえ、複数の水害の情報を重ねて表示すること／個別に表示することや、その地域にとっての各水害の重要度に応じた記載の順序（最も目立つ場所に標示する水害の選択）や強弱（図記号や文字サイズ）等の表示方法を検討する。
- 災害種別が複数の場合は、単一の水害の表示とすると他の災害の存在を知らせることができないため、注意が必要である。

複数の水害が想定される場合の表示の工夫例を以下に示す。

### 例① 複数水害が想定されている場合の工夫例

- 特に危険度が高い水害が明確な場合、図記号の大きさを変えることでリスクの大きさの違いを伝えることができる。



### 例② 複数河川の氾濫が想定されている場合の工夫例

#### ②-1 河川ごとに色を分けて表示する

- 河川ごとに色を変えてそれぞれで標識を作成し、全ての河川の想定を表示する。
- この方法では、複数の河川のリスクを伝えることができる。



茨城県常総市の表示例  
(1本の電柱に鬼怒川(赤文字/赤テープ)と小貝川(青文字/青テープ)を設置)

②-2 全ての河川をまとめて表示する

- ・ その場所が浸水するすべての河川の浸水想定をまとめて表示する。
- ・ この方法では、同時に複数の河川のリスクがあることを伝えることができる。

【まるごとまちごとハザードマップの設置状況】



埼玉県越谷市の表示例  
(出典)越谷市ホームページ

【参考】

- ・ 複数水害や水害の表示が必要な地域においては、情報が固定されず、状況に応じて表示画面を切り替えることが可能なデジタルサイネージのような表示により、リスクが高まっている水害の標識のみを選択して表示することで、標識の煩雑さを軽減することができるほか、平時は他の情報発信のために使用することも可能であるため、有効な手段となる。



横浜駅東口地下街の表示例

### 3. まるごとまちごとハザードマップの実施

#### 3-1. まるごとまちごとハザードマップ実施の流れ

まるごとまちごとハザードマップを実施する際には、当該地域で作成された水害ハザードマップを基に、そのリスクや避難に係る情報を住民等にわかりやすく伝わるよう、地域の水害特性や避難方法、標識を設置するのに有効な手法、配置方法等を事前に十分に検討するものとする。

各地域においては、複数の河川が地域内に存在したり、その地域がゼロメートル地帯であったり、海岸沿いで高潮や津波による被害の可能性が高いなど、地域の水害特性や、公共施設や商業施設、交通路の整備状況などの社会特性により、必要な標識の種類や効果的な配置が異なる。このため、まるごとまちごとハザードマップの実施にあたっては、各市町村が作成している「水害ハザードマップ」を基本に、本手引きを参考として事前に必要な情報を収集したうえで実施することが必要である。

特に複数水害が想定される区域については、関係部局や機関と連携し、また効果を上げるためには設置個所の選定や標識の検討などについて、地域住民と連携して進めることが重要である。

まるごとまちごとハザードマップの実施の流れを以下に示す。

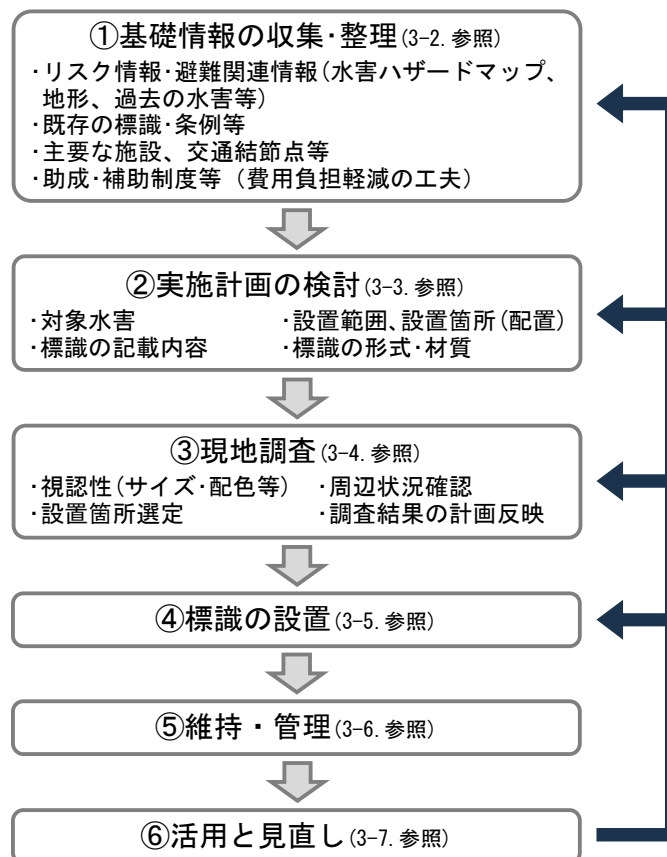


図-3 まるごとまちごとハザードマップの実施の流れ

## 3-2. 基礎情報の収集・整理

まるごとまちごとハザードマップの設置を検討するために、事前に地域の各種計画等の基礎情報を収集・整理する。

### 【標準】

- まるごとまちごとハザードマップを実施するために必要な、以下の情報を収集・整理する。

#### ○各種水害リスク・避難に関する情報

- ・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、津波ハザードマップなどの水害リスクを示す既存の情報や計画
- ・浸水想定区域においては、洪水・内水・高潮・津波により浸水する区域と想定浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水・津波の到達時間、浸水継続時間等
- ・浸水想定区域が指定されていない等の場合には、過去の水害による実績の浸水範囲や浸水深、地形・標高（地盤高）等

#### ○市町村等が定めている防災・その他標識設置に関する計画に関する情報

- ・災害危険区域の指定状況等
- ・標識設置や景観等に関する条例・計画や、それに伴って地域景観へ配慮すべき事項
- ・自治会・町内会や小中学校区等の市町村内の区割

#### ○地域の現況に関する情報

- ・主要な施設（駅等の交通施設、学校、庁舎、公民館等）、地域の主要な道路、避難所、アンダーパス等の主要避難ルートの浸水可能性等
- ・防災に関する既存の標識の設置状況

### 【推奨】

- まるごとまちごとハザードマップの実施にあたっては、水害関連標識（水害リスク情報標識及び避難関連標識）の設置や更新時に必要となる費用負担を軽減するため、検討から設置、維持管理までの各段階でコスト軽減のための工夫を行うことが望まれることから、防災に関する助成や補助制度、地域の企業等との連携可能性等に必要な情報を収集する。
- 地域単位で住民が参画する防災教育、防災訓練、防災イベント等に関する実施内容や計画等、まるごとまちごとハザードマップの普及、推進に有効な情報を把握する。

#### ○費用負担軽減に関する情報

##### ●公的助成や補助制度

- ・防災・安全交付金（河川事業等の基幹事業と一体となって効果を高めるために実施する効果促進事業として）、都道府県が行う防災関係の事業に対する各種助成制度
- ・避難標識、海拔表示板等 | 緊急防災・減災事業（特別交付税措置）（総務省消防庁）

**●民間による助成制度や地域との連携**

- ・ 民間の助成制度、財団法人宝くじ協会助成事業\*、クラウドファンディングの活用
- ・ 地域の企業とタイアップして標識を設置したり、防災教育の素材として学校施設に設置するなど、地域と連携した取組の実施
- ・ その他、標識に広告を載せることで広告費を収集する事例や、政令指定都市以外の市区町村や地域住民等が主体となる取組の場合、宝くじの社会貢献広報事業の助成を受けている事例もあるため、参考にされたい。

\*政令指定都市以外の市区町村や地域住民等が主体となる取組に適用

**〔参考〕**

- ・ まるごとまちごとハザードマップの設置・更新にあたっての費用負担軽減に関する工夫事例を以下に示す。各地域の実情に合わせて実施することとする。

**〔各種助成制度等の活用〕**

- ➡都道府県が実施する助成・補助金制度の活用
- ➡財団法人宝くじ協会助成事業\*の活用による費用軽減（北海道根室市、大阪府泉大津市）

**〔地域との連携による実施事例〕**

- ➡企業広告スペースの一部を避難情報として使用する取組による費用軽減（取組事例集 事例60 | 大阪府大東市）
- ➡民間事業者（主に電力会社）との提携（協定含む）による費用軽減（北海道八雲町、神奈川県平塚市、三重県津市、三重県桑名市、鹿児島県屋久島町等）
- ➡各集落の要望で設置場所を決定し、自主防災組織及び消防団が設置（鹿児島県与論町）

**〔設置場所の工夫事例〕**

- ➡市全域ではなく、町内会や自主防災組織から申請のあった箇所に設置したことによる費用軽減（鹿児島県鹿児島市）
- ➡道路のボックスカルバートや防災行政無線にシール素材の標識を張り付けることで、素材及び標識の支柱の設置費用を低減。（取組事例集51 | 熊本県熊本市）

**〔標識素材の工夫事例〕**

- ➡印刷とラミネート加工による作成で資材費用を低減。（北海道奥尻町）

**〔設置作業時の工夫事例〕**

- ➡職員や自主防災組織や消防団が設置を行うことで設置にかかる費用を低減。（鹿児島県与論町）

**〔設置後の工夫事例（維持・管理）〕**

- ➡電力会社の広告を利用することで設置及び維持管理費用を低減。（茨城県ひたちなか市）
- ➡夜間照明について太陽光発電式にすることで照明費用を削減。（岩手県宮古市）

### 3-3. 実施計画の検討

まるごとまちごとハザードマップの継続的で着実な推進に向け、実施計画を検討するものとする。

#### 【標準】

- 実施計画は、対象範囲、対象とする災害、その規模、配置計画等といった、まるごとまちごとハザードマップの取組を計画的に進めるために整理が必要な事項をとりまとめたものであり、事前に当該関係者において共有しておくものとする。
- 配置計画の検討にあたっては、避難誘導に効果的な個所及び多数の歩行者等に認知される個所を対象に行うものとする。

(実施計画で整理する項目案)

- 対象とする水害、その規模  
対象とする水害（洪水、内水、高潮、津波）、当該水害の規模（想定最大規模・計画規模、浸水実績）
- 対象範囲  
市町村内においてまるごとまちごとハザードマップの取組を検討する範囲
- 配置計画  
対象範囲において、水害関連標識の設置候補箇所及びその設置の優先度等

#### 3-3-1. 対象水害

まるごとまちごとハザードマップの対象水害は、市町村が作成している水害ハザードマップの対象を基本とし、リスク周知の重要度やハザードマップの認知度等を考慮して決定するものとする。

#### 【標準】

- まるごとまちごとハザードマップの対象は、洪水、内水、高潮、津波のうち、市町村がハザードマップを作成している水害を基本とする。

#### 【推奨】

- 水害ハザードマップが作成されていない場合でも、地域の実情に応じ、過去の浸水実績等を対象とすることも可とする。

### 3-3-2. 対象範囲、設置箇所(配置)

まるごとまちごとハザードマップの対象範囲は、市町村が作成している水害ハザードマップの記載範囲を基本とし、地域の社会状況を踏まえて決定する。標識の設置箇所(配置)は、「3-2. 基礎情報の収集・整理」により把握した現地のリスクや地域の社会基盤等の状況により、リスクの大きな箇所や避難誘導に効果的な箇所、多数の歩行者等に認知される箇所を選定し、「3-4. 現地調査」で視認性や夜間の状況等も確認のうえ、決定する。

#### 【標準】

- 対象範囲は、自市町村内の水害ハザードマップの記載範囲を基本とし、当該市町村の人口・建築物の分布、浸水範囲、想定浸水深、実績浸水深等の情報を踏まえ、水害に対して脆弱な区域や早期の避難が必要な区域等を整理し、検討するものとする。

＜水害に対して脆弱な区域や早期の避難が必要な区域の例＞

- ・浸水深が大きい区域や家屋倒壊等氾濫想定区域等を含む区域
  - ・浸水継続時間が長い区域
  - ・リードタイムが短い区域（河川や海岸の近傍等）
  - ・浸水頻度が高い区域
  - ・地下街や観光地など特段の配慮が必要な区域
  - ・アンダーパスの浸水等で孤立する区域
- ・避難誘導の観点から、標識の配置を検討する際は、JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」の記載内容を参考として実施する。
  - ・電柱等への添加による設置においては、標識の大きさや設置高さ等について、施設管理者による制約の可能性があることから、設置条件等について確認するものとする。
  - ・公共施設等の既存建物の壁面への添加においては、標識の大きさや設置高さ等の自由度が比較的高いと想定されるが、電柱等と同様に条件等について協議時に確認するものとする。

#### 【推奨】

- ・開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在、住宅地を中心に行われている想定浸水深等の表示を住宅地以外において実施することについても検討することが望ましい。
- ・複数の市町村間において、より広域的な取組が必要な場合は、市町村で連携し、水害リスク情報の周知方法の整合を図ることが望ましい。
- ・夜間や停電時等の避難も想定し、標識を設置する場所における視認性を確認することが望ましい。
- ・学校や通学路など、児童生徒の防災教育への効果も考慮して配置を検討することが望ましい。

### 3-3-3. 標識の記載内容

2. に示した図記号及び記載内容の考え方にに基づき、標識設置箇所のハザードや避難先との位置関係等の状況を踏まえ、標識に記載する内容を決定する。標識には図記号と併せて文字による説明を表記するものとする。

#### 【標準】

- 水害関連標識の記載内容は、3-3-2. で決定した設置箇所の状況に応じ、2-3. に示す記載内容を基本として検討するものとする。
- 水害関連標識のレイアウトは、視認性と設置の意図を踏まえ、「標識の顕在性」の視点から、図記号と文字の大きさとのバランスに配慮するものとする。
- 水害関連標識に記載する説明文は、地区内での標識設置間隔を考慮し、必ずしもすべての標識に併記する必要はない。
- 避難関連の標識は、地域の実情に応じて、避難施設であることを記載した「避難場所・避難所標識」、避難方向と避難所までの距離を示した「避難誘導標識」、避難所を地図上に示した「避難情報標識」を選択することとする。なお、標識の設置箇所の状況等を踏まえ、水害関連標識と避難関連の情報を併記する場合もある。

### 3-3-4. 標識の形式・材質の選定

設置形式の選定にあたっては、標識の設置箇所の状況等を踏まえ、添加型、単柱型、門柱型の形式より適切に選定するものとする。  
また、標識の材質は、耐久性、経済性、環境適合性のほか、設置場所や維持・管理方法等の条件を加味し、適切に選定するものとする。

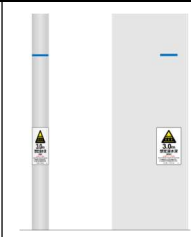
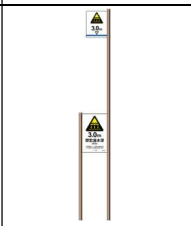

#### 【標準】

- 水害関連標識の一般的な設置形式の候補を表-3 に示す。
- 資料編「11. 標識本体の素材等」に、標識の材質の選定の基本的な考え方を示しており、耐久性、経済性、環境適合性の視点から設置箇所の状況に応じて適切に選定することとする。
- 避難誘導の標識については、夜間の視認性の確保など、発災時の利用を考慮した素材が有効であるため、標識の目的に応じた材質の検討を行うこととする。

#### 【推奨】

- 住民等との連携で平時の管理をしてもらう場合には、情報の更新がしやすい材質にする等の工夫も視野に入れるなど、地域の実情に応じて選定することが望ましい。

表-3 設置形式の概要

形式	概要	イメージ
添加型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の電柱や公共施設等の壁面に添加するタイプ。</li> <li>・ 標識の作成や設置等の費用が比較的安価となる。</li> <li>・ 電柱等民間施設に添加を行う場合は施設管理者との協議が必要となり、設置位置選定の自由度に制約がある。</li> <li>・ 電柱に設置されているものの多くは幅 300mm 程度である。</li> </ul>	
単柱型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独の柱を新設し、標識を設置するタイプ。</li> <li>・ 設置位置の選定等の自由度が高いことから、周辺状況によって視認性の高い設置が可能となる。</li> <li>・ 設置するための敷地確保が必要となり、作成・設置費用等は添加型に比較して高価となりやすい。</li> </ul>	
門柱型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 門型の看板に標識を設置するタイプ。</li> <li>・ 視認性が高く、また盤面が広いことから多様な情報提供が可能となる。</li> <li>・ 設置のための敷地確保が必要となり、作成・設置費用等は最も高価となる。</li> </ul>	

出典：JIS Z9098:2025

### 3-4. 現地調査

3-3. で作成した実施計画に基づき、標識の設置候補箇所等において、現地における周辺状況や視認性等、標識設置に必要な現地状況を把握する。なお、現地調査は、地域住民と協働して実施することで、より生活に根差した状況を踏まえた配置を設定できるほか、住民の興味・関心向上の効果も期待できる。現地調査の結果は実施計画に適切に反映させるものとする。

#### 【標準】

- 標識の設置位置や向きについて、歩行者等の視点で、双方向からの視認性を確認する。また、浸水深が大きい場合（標識を高所に設置する場合）の見えやすさ等も確認する。
- 既存の標識・広告板がある場合、情報内容の整合や、新たに設置する水害関連標識の顕在性の確保、複数の標識が存在することで煩雑にならないか等について確認する。
- 標識を設置する施設の管理者（電力、通信、公共施設管理者等）との調整を行う際に必要となる情報を確認するものとする。
- 設置する標識の位置や種類（浸水深に関する情報・避難行動に関する情報）、形式（添加型・単柱型・門柱型）等を想定して現地調査するものとする。
- 道路標識との混同を避けるため、車から視認できる場所での設置を検討する場合は標識デザインや設置位置、向きに配慮することとする。

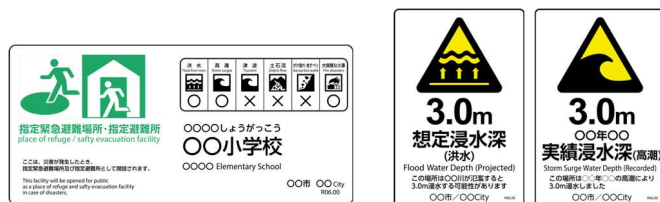
#### 【推奨】

- 現地調査の実施にあたっては、実際に設置した水害関連標識に基づき避難行動につなげる観点から、住民等とも協働して実施することが望ましい。
- 標識の設置位置や向き、視認性の確認のために、現地確認用ツール（図-4）を用いることが望ましい。

#### 【参考】

- 現地調査の際に、設置位置・向きの確認のために、現地確認用ツール（水害関連標識を紙印刷したもの）を用いることで設置をイメージできる。現地確認用ツールは下記WEBサイトでダウンロード可能である。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/mizukokudo04\\_mn\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/mizukokudo04_mn_000003.html)



(豊岡河川国道事務所での取組事例)

図-4 現地確認用ツールの活用イメージ

### 3-5. 標識の設置

設置場所の選定にあたっては、3-4. の現地確認を踏まえて決定した実施計画に基づき、現地への標識の設置を実施する。標識の設置にあたっては、地域住民等と協働して実施する方法を検討する。

#### 【標準】

- 現地調査結果を反映した実施計画に基づき、現地において標識を設置する。

#### 【推奨】

- 標識の設置にあたっては、水害リスクへの興味・関心向上や実際に設置した水害関連標識に基づき避難行動につなげる観点から、住民等とも協働して実施することが望ましい。
- この際、標識をシール素材にする等で簡易に設置が可能な手法を取り入れ、設置自体を住民に実施してもらうなど、地域住民等と協働して実施しやすい方法を検討することが望ましい（取組事例集 8, 51）。

### 3-6. 維持・管理

設置した標識の適切な管理を行うために、設置場所、設置年月日等の情報を整理しておくとともに、劣化・損傷等の状況を把握するために、適切な時期に点検を行い、必要に応じて修繕等の対応を行うものとする。

また、上記のような標識の劣化・損傷の状況とともに、水害リスク情報や避難計画の見直しや、標識設置後の住民意識の変化や活用上の課題等についても継続的に調査・把握を行い、これらをもとに標識の更新の必要性やその対応について検討・改善に努めるものとする。

#### 【標準】

- 貼り紙や傷などの被害への対処や町的美観を損ねないように、定期的に点検、修繕等を行い、常に良好な状態を保つよう配慮するものとする。
- 適切な維持・管理を行うため、設置場所、設置時の状況（写真）、設置年月日等の情報を設置完了や更新に併せて整理する。
- 定期的に現地確認を行い、設置時の状況（写真）等との比較を行い、標識の劣化状況、樹木の繁茂等による視認性の低下状況等を把握し、必要に応じて修繕等の対応を行うものとする。
- 点検の結果等を踏まえ更新等が必要な場合や水害リスク情報の見直しにより記載内容の変更が必要な場合等、市町村と施設管理者等が調整を行い、基本的な方針の見直し等を含めて検討することとする。

#### 【推奨】

- 電柱等や建物等の施設管理者や、住民（町内会・自治会等）との協働により、点検の対応の効率化が期待される。その場合、役割分担等についてあらかじめ定めておくよう努める。
- 住民の防災意識等についてのアンケート調査等を通じた検証を行い、基本的な方針の見直し等のフィードバックを行うことが望ましい。
- 住民の主体的な避難行動が図られるため、より効果的な情報提供のあり方等について検討を継続するよう努める。

## 3-7. 活用と見直し

### 3-7-1. 標識の広報・周知・活用

危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図るため、取組の検討段階から、地域に対して継続的な情報発信を行うものとする。

水害時の地域住民による主体的な避難行動が促進されるよう、設置した標識等を有効に活用し、防災意識の啓発等に努めるものとする。

#### 【標準】

- 検討段階から設置後の運用段階に至るまで、住民への継続的な情報発信を行うものとする。
- 標識の設置を各種防災訓練と併せて実施する、あるいは学校での防災教育と連携して実施するなど、防災意識の高揚につなげるよう工夫するものとする。

#### 【推奨】

- 水害ハザードマップの見直し時に、必要に応じて、ハザードマップ上に標識設置位置を記載することや、地域単位等の防災マップに記載するなど、より日常的な情報として認知されるよう工夫することが望ましい。
- 地域運動会や散歩・ウォークラリー等の健康増進活動での目的地に設定するなど、防災とは一見無関係のイベント等の様々な場面においても活用を図ることが望ましい。

#### 【参考】

- まるごとまちごとハザードマップを、学校等の教育現場における児童生徒を対象とした水防災教育の素材として活用したり、地域の防災学習の場で活用を促す。

#### ○参考事例（詳細は取組事例集を参照）

##### 〔学校の防災教育での活用〕

➡参考 | 学校の授業にまるごとまちごとハザードマップを設置した事例

事例36 小学生の防災学習のプログラムの中で、生活科の素材としてまるごとまちごとハザードマップを活用した取組（淀川河川事務所、門真市）

➡参考 | 子ども自身が標識を設置した事例

事例53 街中に子どもたちがマスクングテープ素材の水位表示をイベント的に実施した取組（淀川河川事務所、門真市）

➡地域のキャラクターを活用した事例

事例59 地域のキャラクターである「くまもん」を活用した取組（熊本県）

##### 〔地域の防災学習での活用〕

➡住民が設置場所を選定した事例

事例8 設置場所や避難経路の確認、設置までの一連の作業を住民と協働で実施した取組（山形河川国道事務所）

事例10 事前計画段階から設置・管理に至るまでを住民との共同で実施した取組（八代河川国道事務所、人吉市）

➡住民が標識デザインを選定した事例

事例9 標識のデザインを住民投票で選定した取組（東近江市）

### 3-7-2. 標識の更新の検討と見直し

標識の劣化・損傷等や、水害リスク情報の見直し等の状況を踏まえ、更新の必要性やその対応について検討を行うものとする。

標識設置後の住民意識の変化や活用上の課題等について継続的に調査・検討し、必要に応じて改善等に努めるものとする。

#### 【標準】

- 点検の結果等を踏まえ更新等が必要な場合や水害リスク情報の見直しにより表示内容の変更が必要な場合等、市町村と水害リスク情報の提供者等が調整を行い、基本的な方針の見直し等を含めて検討することとする。

#### 【推奨】

- 住民の防災意識等についてのアンケート調査等を通じた検証を行い、基本的な方針の見直し等のフィードバックを行うことが望ましい。
- 住民の主体的な避難行動が図られるため、より効果的な情報提供のあり方等について検討を継続するよう努める。

#### 4. まるごとまちごとハザードマップの効果向上の工夫

まるごとまちごとハザードマップの取組を、マイ・タイムラインや防災まち歩き等と合わせて実施することで、防災標識としての認知度や有効性が高まるとともに、様々な機会を設けることで、地域住民の防災学習への参加の機会を増やしていくこととする。

現在、マイ・タイムラインや防災まち歩きなど、防災学習のツールや活動が数多く提供・実施されている。まるごとまちごとハザードマップの取組とそれらを組み合わせて実施することで、継続的な取組となり、また、防災に触れるきっかけを多く作り出すことで、地域全体の防災意識の底上げが期待できる。なお、これらはどの取組からスタートしても、軸となってもよいため、地域で既に開始されている取組を軸に広げていくなど、各地の実情に合わせた工夫をすることが望まれる。

この際、参加者のモチベーション向上のため、一連の取組が終了した時点で参加者にとってのインセンティブを導入することも有効である。

#### ○参考事例（詳細は取組事例集を参照）

##### ➡まち歩きとまるごとまちごとハザードマップを連携した事例

事例33 まち歩き時に標識の前で浸水深や避難場所の説明を実施する取組（京浜河川事務所、横浜市鶴見区）

#### 〔防災学習の各種取組と連携したまるごとまちごとハザードマップの取組イメージ〕

取組主体の例：学校、自治会、自主防災組織、一般企業、自治体等

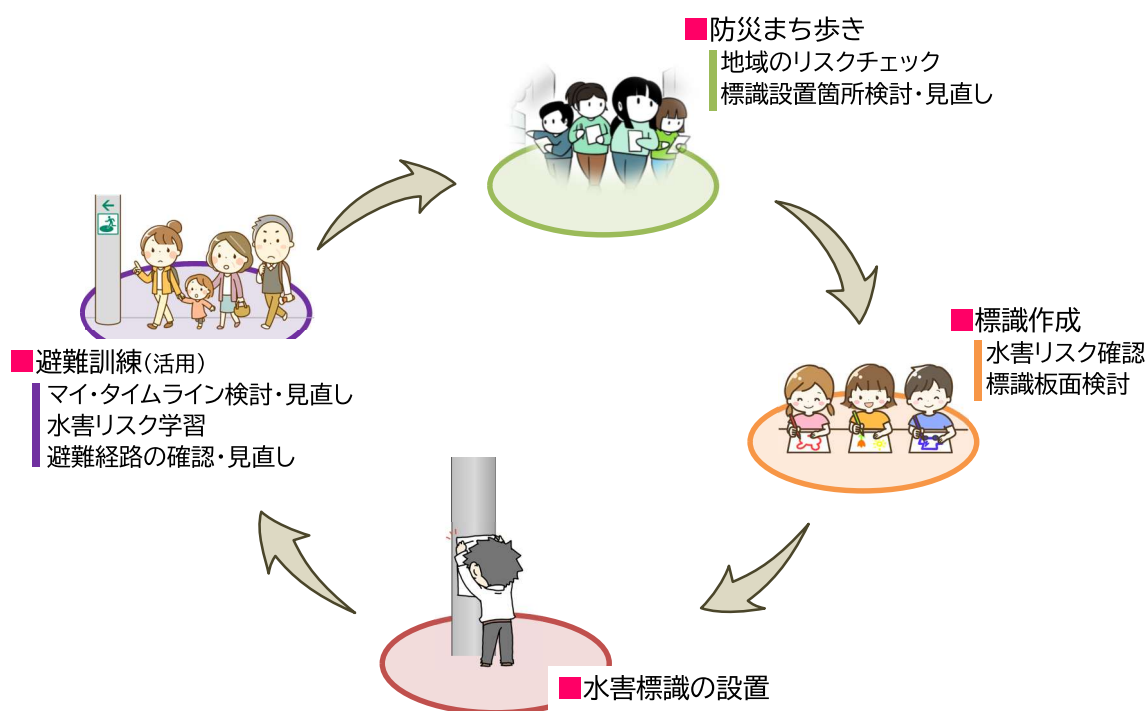


図-5 継続的な防災学習の関連イメージ(一例)



## 資料編

---



## 1. 水害関連標識の設置イメージ

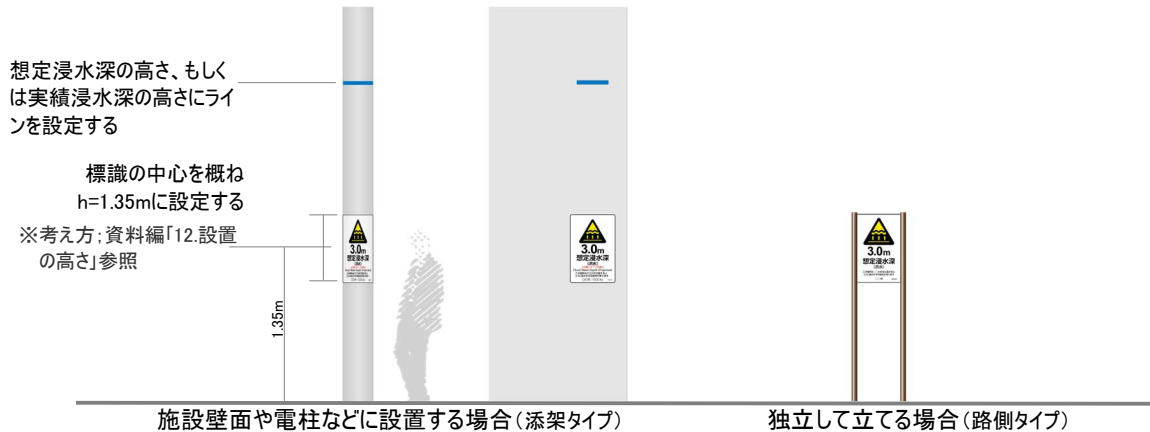
まるごとまちごとハザードマップの現地における設置イメージの例を示す。

まるごとまちごとハザードマップは、水害リスクや避難に関する情報を記載した標識を、資料編「12. 設置高さ」に示す位置に設置し、併せて浸水深の高さがイメージできるよう、浸水深をラインで示すことを基本とする。なお、地下施設に設置する場合は、誤解を与えないよう、浸水深のラインは設置しないこととする。

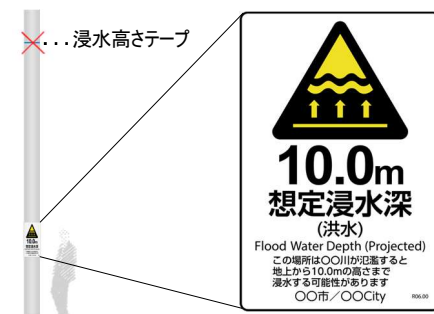
設置は電柱等への巻き付けや壁面への添架、単柱での表示等、現地の状況に応じて選択する。

### ① 水害リスク情報

水害のリスクに関する情報を現地に設置する際の基本的な設置イメージは下図の通り。



- 設置時の留意点
- 歩行者等の視点を想定し、見やすさに配慮して設置すること
- 内水標識は一般的に浸水深が小さいため、標識のみの設置を基本とする。
- 周辺の器物等（樹木の繁茂等による視認性低下や既存看板類との位置関係による視認性への影響等）に配慮して設置すること
- 浸水深が大きいなどの理由で、浸水高さにテープの設置が困難な場合や設置しても視認性が悪い場合は、浸水高さにテープ等は設置せずに、標識に「この場所は〇〇川が氾濫すると地上から〇mの高さまで浸水する可能性があります」等を記載することを基本とする。



○設置イメージ



電柱への添加型表示(実績浸水深の例)

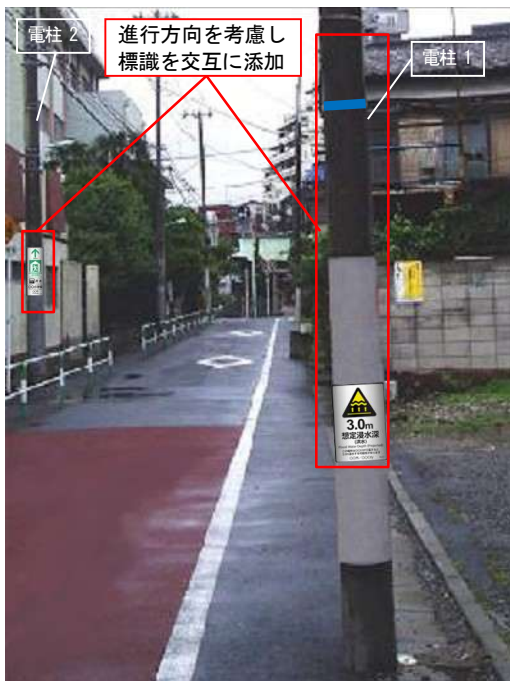


壁面への添加型表示(想定浸水深の例)

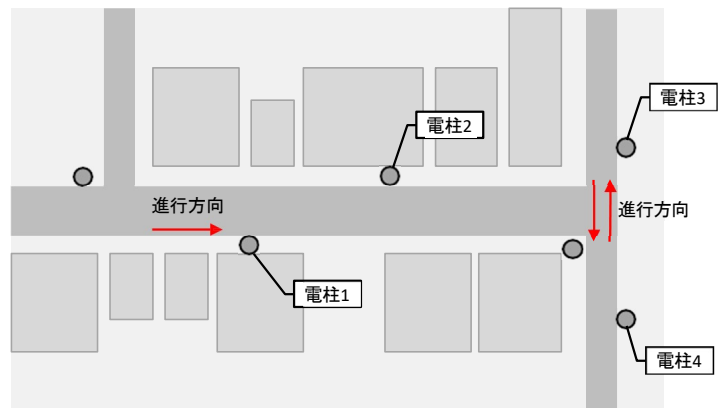


地下施設への添架型標示

2種類の標識を設置する場合



設置例①



設置例②



設置例③

図-6 水害標識設置のイメージ

電柱1に水害リスク情報標識、避難誘導標識を両面設置した場合、進行方向に対し裏面が見えないため、進行方向を考慮し設置例①のように電柱1、電柱2に各標識を設置する等も考えられる（洪水標識と避難所誘導標識を交互に設置する等）。

また、どちらから見ても各標識が交互に確認できるよう電柱3、電柱4に設置例②、設置例③を交互に設置することも考えられる。

## ② 避難関連情報

避難関連情報を現地に設置する際の基本的な設置イメージは下図の通り。



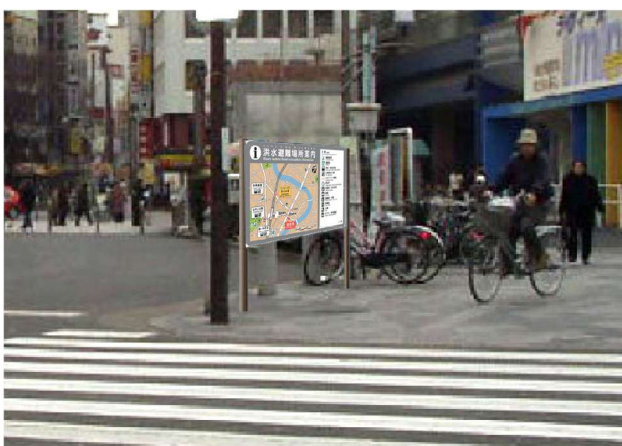
出典：JIS Z9098:2025



避難場所・避難所標識(添加型)



避難誘導標識(添加型)



避難情報標識(門柱型)

図-7 避難関連標識設置イメージ

## 2. 標識のレイアウト例

### 2-1. 共通事項

水害ごとの標識の必須記載内容は本編 2-3. に示す通り。ここでは標準的な標識のレイアウト例を示す。

〔レイアウト例①その他の区域用（下図は洪水、想定浸水深の例）〕

図記号 (洪水・内水・高潮・津波) ・ 図記号の視認性を高めるため、なるべく大きなレイアウトとする。

浸水深(基準水位)(数値) (単位:m) ・ 設置箇所における浸水深を表示する。  
※地下街で表示する場合は、浸水深は記載せず、注意標識等に対応する。

標識の説明①(主題) (英文併記) ・ 想定浸水深を標準とし、対象水害を明記する。  
・ 多言語表示を標準とする。

標識の説明②(内容) ・ 理解を深めるため、説明文の記載を標準とする。氾濫時の水の流れの方向の参考として、氾濫河川名を記載する。

設置年・月  
設置者名称(和/英) ・ 標識の設置者と設置年月の記載を標準とする。

### ○参考

- ・ 浸水高さはテープで表示するものとし、5.0m程度を上限の目安として、浸水深が大きく、視認性が悪い場合には、標識本体のみを設置する。
- ・ 標識への記載内容は、本編 2-3. に記載する「必須記載事項」は最低限記載することとしつつ、本編 4. の利活用事例も参考に、まるごとまちごとハザードマップの効果向上に資する目的で、標識のデザインの検討においてそれぞれの創意工夫で作成することも可能とする。

#### 〈 説明文例 〉

##### ■洪水標識

「この場所は〇〇川が氾濫すると〇m浸水する可能性があります」

「この場所は〇〇年台風〇〇水害により〇〇の高さまで浸水しました」

##### ■内水標識

「この場所は（〇〇mm/時間の）大雨により〇m\*浸水する可能性があります」

\*浸水深を示さない場合

「この場所は〇〇年の大雨により（床上の高さまで）浸水しました」

##### ■高潮標識

「この場所は高潮により〇m浸水する可能性があります」

「この場所は〇〇年〇〇により〇〇の高さまで浸水しました」

##### ■津波標識

「この場所は〇mの津波が到達する可能性があります」

「この場所は〇〇年〇〇により〇〇の高さまで浸水しました」

- 図記号と数値を分離して表記する場合の留意点
- 図記号の顕在性の観点からは大きな標示(240mm角以上)が有効であるが、標識自体が大きくなる特性があるため、検討時には、添架施設の施設管理者等における条件(設置可能面積の上限等)の確認・留意が必要である。

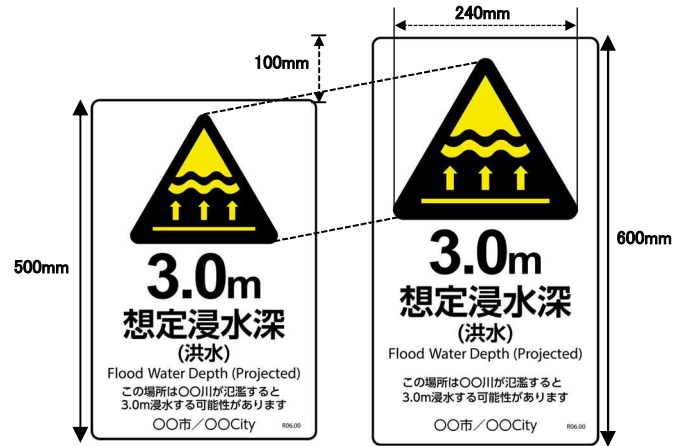


図-8 図記号の推奨サイズを確保した場合の記載例

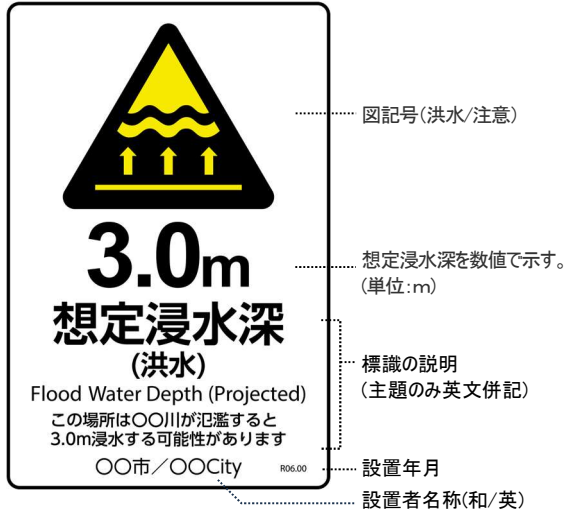
2-2. 洪水標識

「洪水標識」の記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

a. 基本形

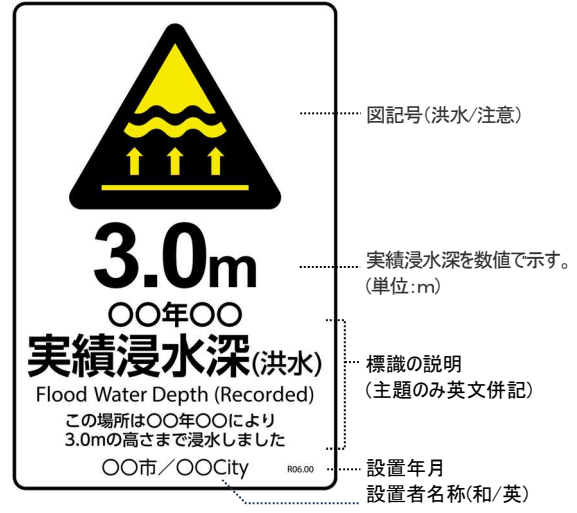
【想定浸水深】

和英併記



【実績浸水深】

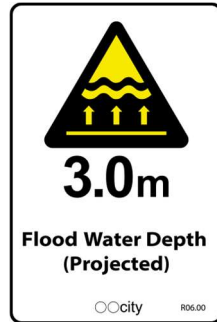
和英併記



日本語表記



英語表記



日本語表記



英語表記

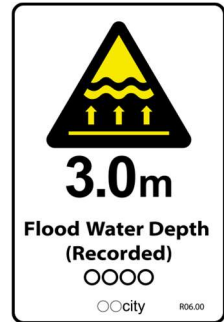


図-9 洪水標識記載例

b. 図記号を用いて避難所を併記する場合

【想定浸水深】

和英併記



二次元コード(避難所地図等補足情報)

【実績浸水深】

和英併記



二次元コード(避難所地図等補足情報)

c. 浸水深を記載しない場合

【注意喚起】

和英併記



図-10 洪水標識(避難関連情報の併記)記載例

図-11 洪水標識(浸水深を記載しない)記載例

### 2-3. 内水標識

「内水標識」の記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

#### a. 基本形

##### 【想定浸水深】

和英併記



##### 【実績浸水深】

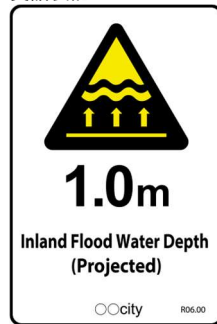
和英併記



日本語表記



英語表記



日本語表記



英語表記



図-12 内水標識記載例

#### b. 図記号を用いて避難所を併記する場合

##### 【想定浸水深】

和英併記



##### 【実績浸水深】

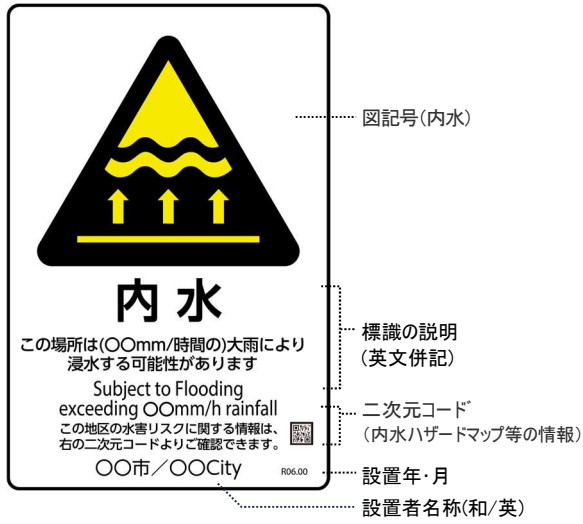
和英併記



図-13 内水標識(避難関連情報の併記)記載例

c. 浸水深を示さない場合

【想定】



【実績】



【注意喚起】

和英併記



図-14 内水標識(浸水深を記載しない)記載例

## 2-4. 高潮標識

「高潮標識」の記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

### a. 基本形

#### 【想定浸水深】

和英併記



#### 【実績浸水深】

和英併記



日本語表記



英語表記



日本語表記



英語表記



図-15 高潮標識記載例

### b. 凶記号を用いて避難所を併記する場合

#### 【想定浸水深】

和英併記



#### 【実績浸水深】

和英併記



二次元コード(避難所 地図等補 足情報)

二次元コード(避難所 地図等補 足情報)

図-16 高潮標識(避難関連情報の併記)記載例

### c. 浸水深を記載しない場合

#### 【注意喚起】

和英併記



図-17 高潮標識(浸水深を記載しない)記載例

### 2-5. 津波標識

「津波標識」の記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

「津波基準水位」の名称に変えて「想定浸水深」と記載する場合は、水害種別（津波）の記載を必須とする。

#### a. 基本形

##### 【津波基準水位】

和英併記



##### 【実績浸水深】

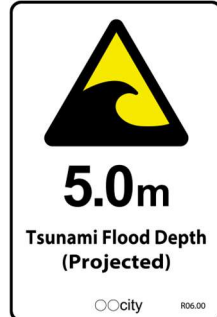
和英併記



日本語表記



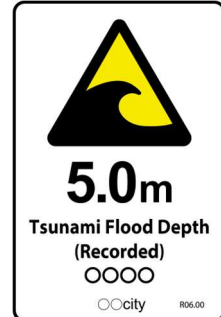
英語表記



日本語表記



英語表記



##### 【想定浸水深】

和英併記



日本語表記



英語表記

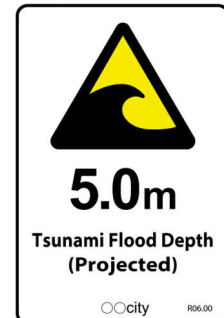


図-18 津波標識(図記号と数値の分離表記)記載例

## c. 図記号を用いて避難所を併記する場合

## 【津波基準水位】

和英併記



## 【実績浸水深】

和英併記



## 【想定浸水深】

和英併記



## d. 津波到達時間を記載する場合

和英併記



図-19 津波標識(避難関連情報の併記)記載例

図-20 津波標識(津波到達時間の併記)記載例

## e. 地盤高を同一板面に記載する場合

## 【津波基準水位】



図-21 津波標識(地盤高を記載する)記載例

## f. 浸水深を記載しない場合

## 【注意喚起】



図-22 津波標識(浸水深を記載しない)記載例

## 2-6. 避難関連標識用

### 2-6-1. 避難場所・避難所標識

避難場所・避難所標識は、避難先となる場所や施設そのものに設置するものであり、標識には、水害以外の災害に対応した避難場所の標識としても活用できるように、災害種別を記載することを基本とする（「JIS Z 9098 災害種別避難誘導標識システム」参照）。

図記号と記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

#### 〔避難場所・避難所標識記載例〕

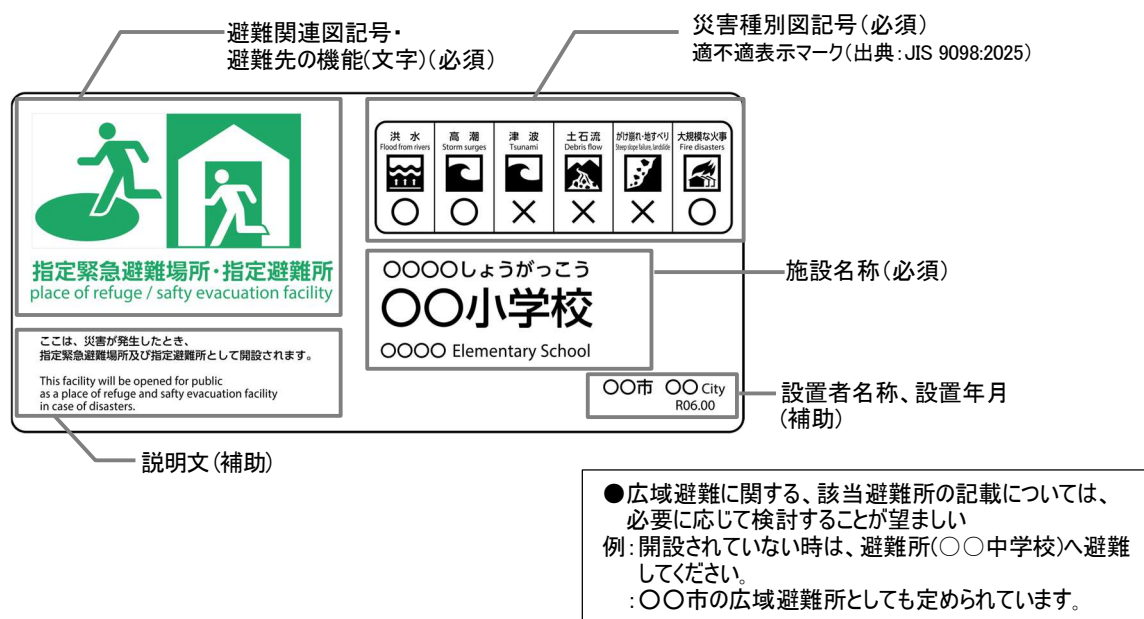


図-23 避難場所・避難所標識記載例(1/2)

#### 〔避難所・避難所標識にバリアフリーに関する情報を示す場合の記載例〕

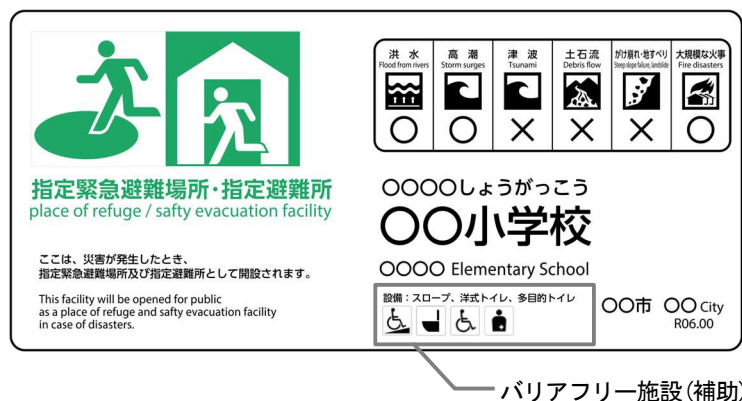


図-24 避難場所・避難所標識記載例(2/2)

### 2-6-2. 避難誘導標識

避難誘導標識は、避難先となる場所や施設への避難経路等に設置し、避難先の方向や距離、順路を示す。

避難誘導標識の場合、「避難所（建物）」や「広域避難場所」の図記号は、設置箇所と避難所の位置関係により、逃げる方向に向かう形になるよう、左右反転して使用すること。ただし、複数河川の氾濫等により地域の避難所や避難路が変わる場合もあることに留意する。



図記号と記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

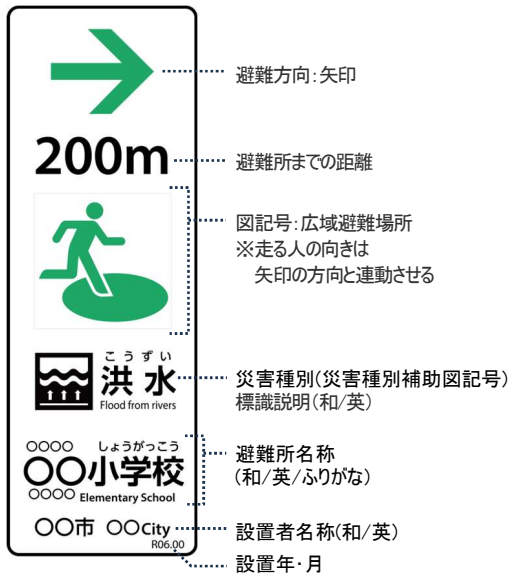
#### 角型



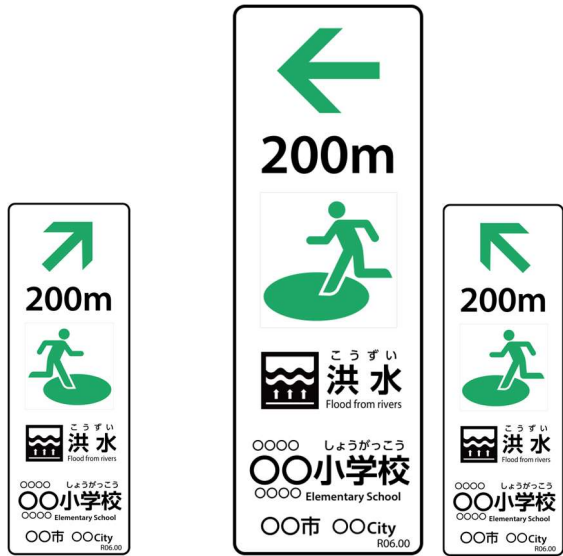
図-25 避難誘導標識記載例(1/2)

縦型①

右方向(斜め)誘導



左方向(斜め)誘導



縦型②

右方向(斜め)誘導



左方向(斜め)誘導



図-26 避難誘導標識記載例(2/2)

### 2-6-3. 避難情報標識

避難情報標識は、人の往来が多い場所や結節点等に設置し、水害の避難先や危険箇所等に関する情報を示す。

基盤となる地図面は、現在地から避難所へ安全に避難できるよう、浸水想定区域の浸水区分を表示させることが望ましい。また、バリアフリーの観点から安全な避難経路の表示も有効である。

図記号と記載内容は、本編 2-3. に示す通り。標識のレイアウト例を以下に示す。

#### 独立型（広域）

##### a. 洪水



##### b. 内水



出典：JIS Z9098：2025

図-27 避難情報標識表示例(1/2)

c. 高潮



d. 津波



図-28 避難情報標識表示例(2/2)

### 3. 参考資料

「まるごとまちごとハザードマップ」の実施にあたり、参考となる関連資料を以下に示す。

	資料名	発行日	発行者
1	災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針	令和4年3月31日	国土交通省「災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針」検討会
2	災害種別避難誘導標識システム (JIS Z 9098)	令和8年2月	日本工業標準調査会審議 (日本規格協会発行)
3	案内用図記号 (JIS Z 8210)	令和6年8月20日	日本工業標準調査会審議 (日本規格協会発行)
4	災害種別避難誘導標識システム 防災標識ガイドブック	平成28年	一般社団法人日本標識工業会
5	海拔シート設置方針 (案) *	平成26年2月20日 改訂	国土交通省道路局
6	水害ハザードマップ作成の手引き	令和8年5月改定	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室
7	防災標識でそれぞれの自然災害が起きたときに逃げる場所を知ろう	令和5年5月	国土交通省水管理・国土保全局 防災課
8	災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組に関する通知について	平成28年3月	内閣府 (防災担当)

\*道路管理者が道路施設等に設置する場合の方針 (案)



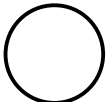






## 4. 図記号の使用条件

## ▶ 色彩／形状

施設や設備を表す図記号を表現する色彩は、基本的に自由である。

図記号が「安全・注意・指示」を表す場合の色彩は、対比色である白及び黒を含め、統一的に使用する必要がある。

その際には、以下に示す「JIS Z 9101 図記号-安全色及び安全標識-安全標識及び安全マーキングのデザイン通則」「JIS Z 9103 図記号-安全色及び安全標識-安全色の色度座標の範囲及び測定方法」に準拠するものとする。

色彩	意味	対比色	形状	意味
	義務的行動 指示			禁止 義務行動
	注意、危険			警告 (JIS:注意の意)
	安全 避難			情報 (指示を含む)

使用の際は、次のマンセル値を参照のこと

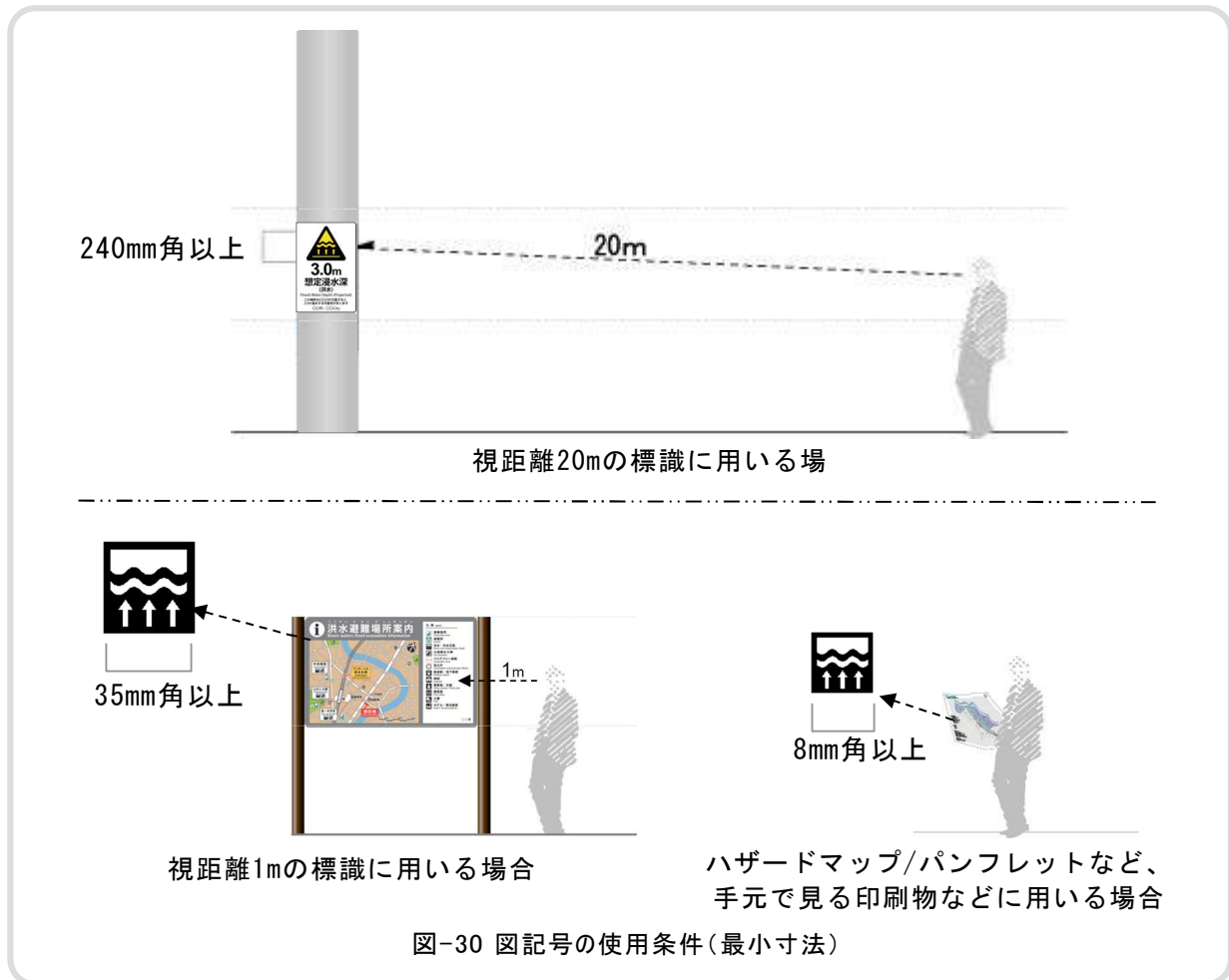
安全色 青 : 2.5PB 4.5/10 黄 : 7.5Y 8/12 緑 : 5G 5.5/10 / 対比色 白 : N9.3 黒 : N1.5

図-29 図記号の使用条件 (色彩/形状)

## ▶ 最小表現寸法

本手引きにおいては、図記号を標識として用いる場合、20m離れた位置からの視認性を確保することとして、24cm角以上を推奨する。

視距離1mの案内標識に用いる場合は35mm角、ハザードマップ・パンフレットなど、手元で見る印刷物などに用いる場合は8mm角以上とする。（これより小さく表示すると、十分な視認性を確保できなくなる。）



視距離	図記号の基準枠寸法
30mの場合	360mm角以上
20mの場合	240mm角以上
10mの場合	120mm角以上
5mの場合	60mm角以上
1mの場合	35mm角以上

出典) 交通エコロジー・モビリティ財団「一目でわかるシンボルデザイン 標準案内図記号ガイドブック」

## 5. 使用書体の基準

標識の文字表現に使用する書体は、離れたところからの可読性や視認性を考慮し、文字の縦横の太さが均一なゴシック系（欧文書体ではサンセリフ系）やそれに準ずる機能性の優れた書体を使用することを原則とする。また表示の維持・管理を意識すると、写真植字やパソコン等で頻繁に使用される既成書体から選択することが有効である。

### 和文書体例（ゴシック系）

- ・ 標準書体

避難所

- ・ 中太書体

避難所

### 欧文書体例（サンセリフ系）

- ・ 標準書体

shelter

- ・ 中太書体

shelter

### 数字書体例（サンセリフ系）

- ・ 標準書体

1234567890

- ・ 中太書体

1234567890

図-31 使用書体の基準

## 6. 文字組の基準

文字の組み方には、大きく横組と縦組の2つの基本タイプがある。横組はもっとも一般的な組み方で、他国語との併記も容易となる。一方縦組は、表示面の横幅を小さくしたい場合や日本語独特の組み方を積極的に活用する場合等に用いられる。その際、横組の英文を90度回転させて併記する場合が多く、読み難くなる可能性がある。

また、英語を併記する際の和文との文字高の比率は6:10を目安とする。

その他、外国語表示が必要とされる場合は、下記例にならい追記することとする。

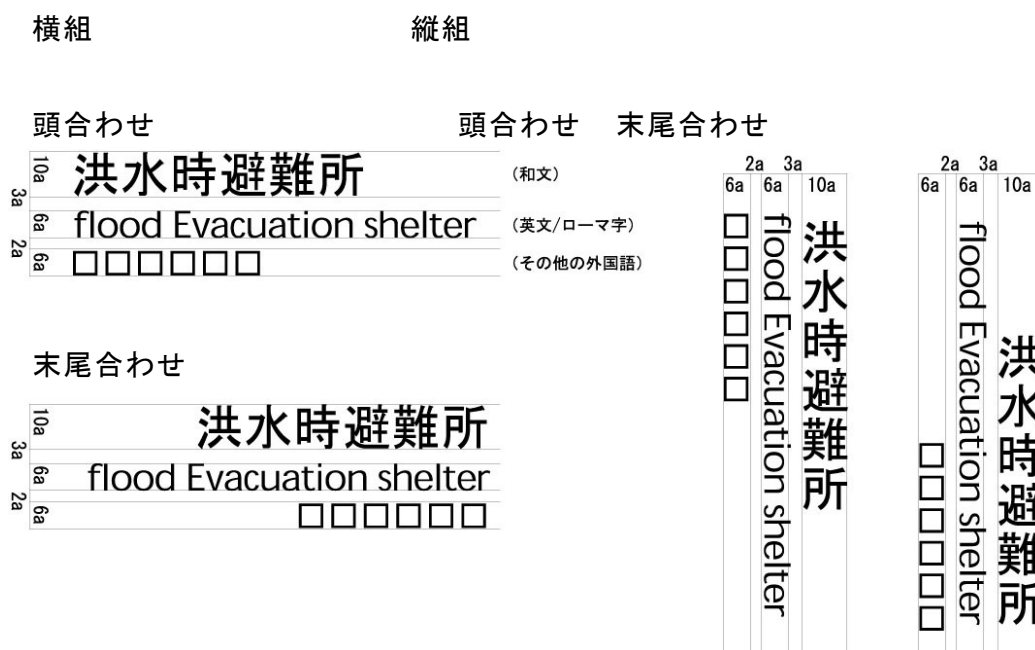


図-32 文字組の基準

## 7. 文字高の基準

標識及び案内地図で使用する文字高の最小値は、視認距離や情報量、表示面の大きさ等、さまざまな影響要因を考慮に入れ、下表を1つの目安とする。

### ▶ 案内標識の標準的な文字のスケール

出典)交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	90mm以上	7mm以上

### ▶ 案内標識の標準的な文字のスケール

出典)国土交通省道路局企画課監修/道路保全技術センター編集「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」

	図記号	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	-	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

## 8. 表記言語について

海外観光客等への情報提供の観点から、必要に応じ英語等日本語以外の言語を併記することが望ましい。その場合、必要性の高い情報のみを多言語表記する等、表示が繁雑にならないことに留意する。

## 9. 色彩の基準

色彩の留意事項としては、表示内容の判読性や、標識自体の視認性を高めること、表情性の創出等が主な目的となる。判読性は、図と字のコントラスト（明度差）が大きいほど高くなる。また、文字等を表示する際に、暗い地色に白等の明るい文字色とすると、膨張効果で文字が大きく見え、なおかつ文字周囲の周辺光がカットされて読みやすくなることが知られる。

案内地図内の色彩については、地勢や公園緑地等を表現する場合に、それらが自然に見える色彩を使用する。従って、河川や海等には青系を、丘陵や公園・緑地には緑系を基調とするものとする。

また地図内で最も視認性の重要度が高い部分が現在地表示である。従って、現在地は進出色<sup>※1</sup>でもっとも誘目性<sup>※2</sup>の高い鮮やかな赤で表示するものとする。

### ※<sup>1</sup>進出色

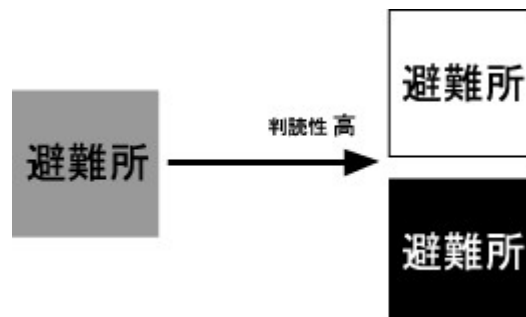
色によって近づいて見えたり遠ざかって見えたりすることがある。このように、近づいて見える色味を進出色と呼ぶ。一般に赤・黄・緑・青の順で進出して見える。傾向として暖色系の色は近づいて見え、寒色系の色は遠ざかって見える。

### ※<sup>2</sup>誘目性

周囲の視覚障害物の中でサインの目立ちやすさ、気付かれやすさの度合いを示し、一般に彩度が高いほど誘目性は高いと言える。また色相では、赤・黄赤・黄等の色は誘目性が高く、青や緑は低くなる。

### ※高齢者、弱視者、色覚障害者への配慮

図と地のコントラストを強くするなどし、視認性を高めるとともに、「青と黒」「黄と白」及び「赤と緑」等の見づらい色の組み合わせは用いない方が良い。



## 10. 建築限界

標識を道路占用物として設置する場合は、以下の基準を参考に設置位置や高さに留意するものとする。

### ◆設置場所の選定

道路標識の設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。

- 1) 道路利用者の行動特性に配慮すること
- 2) 道路の視認性が妨げられないこと
- 3) 沿道からの道路利用にとって障害とならないこと
- 4) 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること
- 5) その他、道路管理上支障とならないこと

※道路に標識を設置する場合には、あらかじめ道路管理者による占用許可が必要となる。

建築限界とは道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の高さの範囲内には障害となるようなものを置いてはいけないという空間確保の限界である。

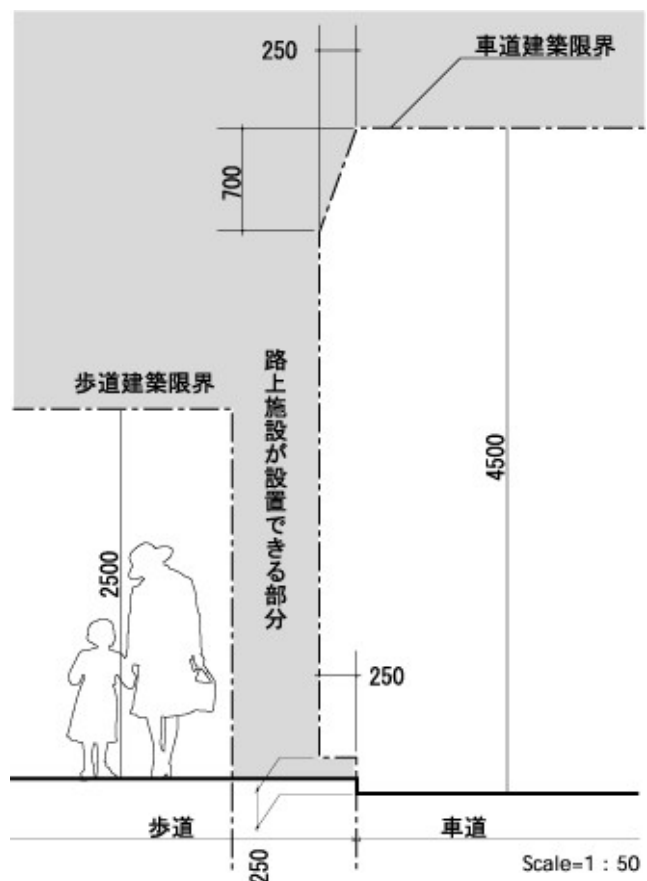


図-33 建築限界

## 11. 標識本体の素材等

素材選定に関して基本となる視点を以下にまとめる。

### ◇耐久性

標識は汚損すれば用をなさず、景観を阻害する。耐久性に優れた素材を選び、堅牢な構造とすることが不可欠である。

### ※貼り紙・落書き防止手法について

違法な貼り紙等への対応については、標識本体に貼り紙防止塗装を施すことや、貼り紙防止フィルムを圧着することがあげられる。

前者は、樹脂塗料にシリコン等の特殊粒体を添加したもので、樹脂自身の貼り紙防止作用を表面の凹凸効果がさらに強めている。また、後者も同様に凹凸の表面処理をしたフィルムを標識本体に貼ることで、貼り紙がしにくい本体表面を確保するというもの。いずれも特注色の設定が可能なため、設計意図を考慮した貼り紙防止法として効力を発揮する。

いずれにしても、違法な貼り紙や落書き等の人為的な阻害要因に対して、できるだけ対処しやすい素材選定を考慮することが望ましい。

### ◇経済性

まるごとまちごとハザードマップは、面的な水害リスクの情報を点をつなげること、また避難誘導に係る情報が連動することで機能するものであるため、標識の数も多く、定期的な管理も必要となる。経済的視点を重視し、設置費用の双方を見据えることが重要である。

### ◇環境適合性

再生利用の可能性や廃棄時（焼却処分時）の安全性などに留意し、人体から環境まで害を及ぼさない素材を選ぶ必要がある。

標識には数種の素材が使用可能であり、これらの素材の特性が的確にとらえられ、目的に対し適切なものを選択する必要がある。

## 12. 設置の高さ

### ◇遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・ 不特定多数が利用する施設では、視認者の視界の前方に他の通行者がいる場合が多く、その通行者より上が、遮蔽するものがない見やすい範囲である。
- ・ 車椅子からの視点は、立っている人より40cm程度低いので前方の人によって遮られる範囲が大きくなる。

上記の事項を考慮すると、遠くから視認する範囲は、視認位置から仰角（水平からの見上げ角度） $10^{\circ}$ より下の範囲内でできるだけ高い位置に掲出することが望まれる。

注) 野呂影男編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を情報約 $8^{\circ}$ と記述している。

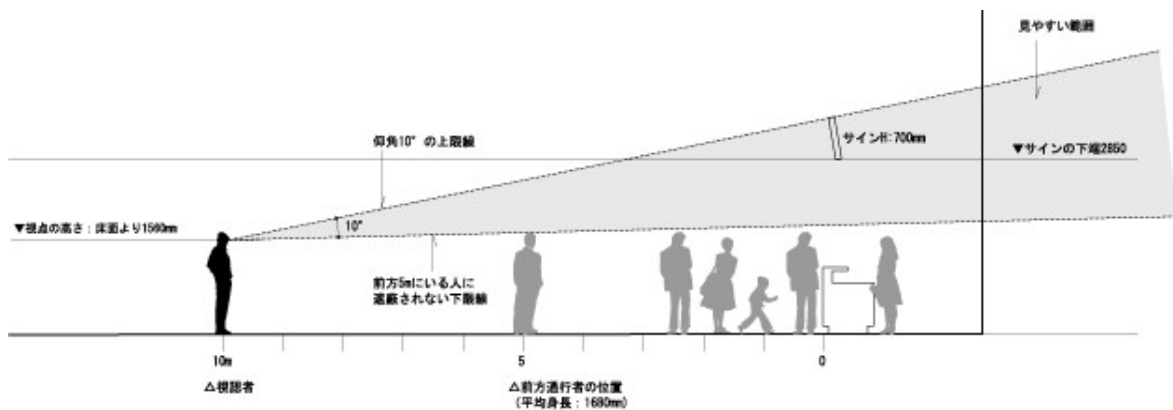


図-34 掲出高さの考え方(1)

### ◇近くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・ 対面するものを見る場合、車椅子使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ40cmほど下がっている。
- ・ このことから、近くを見るサインを、立位の利用者と車椅子使用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である**135cm程度**と考えるのが適当である。

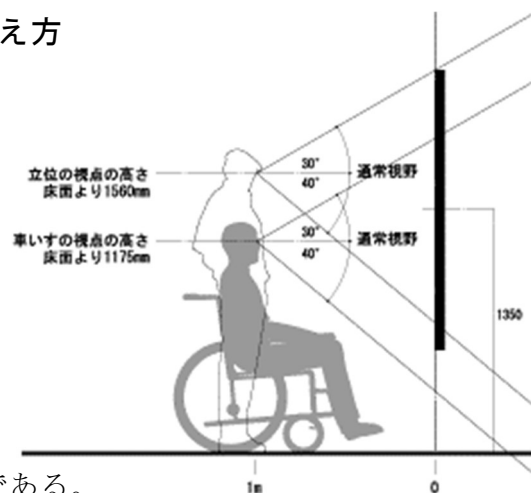


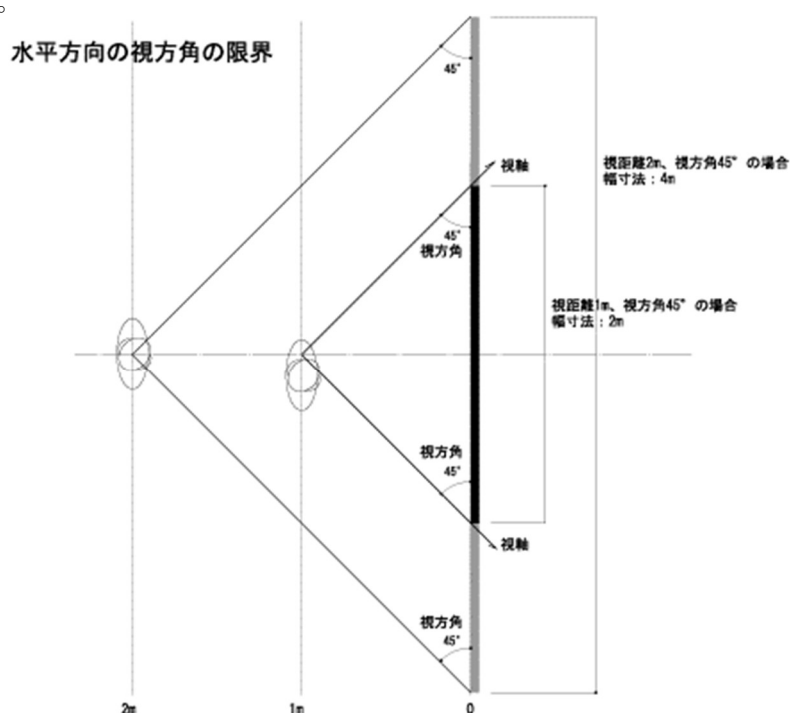
図-35 掲出高さの考え方(2)  
日本建築学会編「建築資料集成—人間」  
2003(丸善)による

### 13. 視方角

標識の読みやすさを決定づける要因のひとつに、視方角（見る人の視軸と視対象のなす傾きの角度）がある。視方角が45°以下になると誤読率が高まることいわれている。情報量の多い標識を掲出する場合、視方角の限界を超えないように考慮する必要がある。

そのため、標識は想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないように、標識の幅寸法や掲出高さ、面の傾きなどを設定することが望まれる。

※ただし「浸水深高さ表示板」については、実際の高さに掲出するものとし、情報量は最小限にとどめる。



垂直方向の視方角の限界

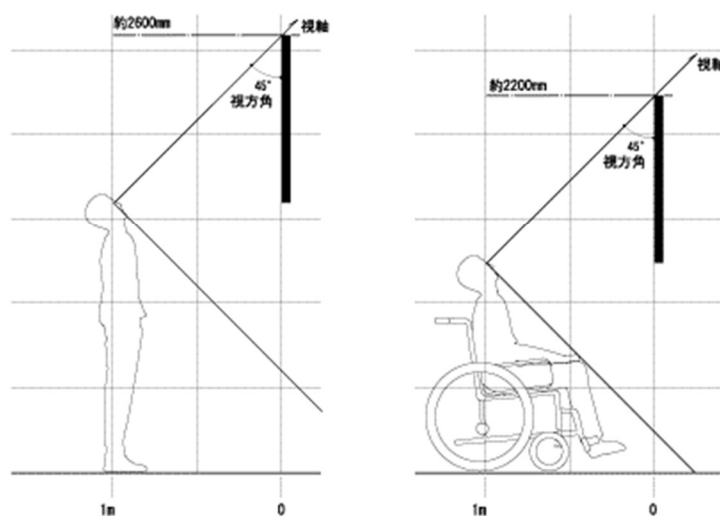


図-36 視方角の考え方

## 14. 維持・管理

適切な設置場所、設置年月日等の情報を整理し、適切に維持・管理する必要がある。標識の管理票例を下記に示す。

## ■管理票例

整理番号	
管理課名	
<b>一般事項</b>	
設置年月日	
設置場所	丁目 番地 号先 目印：
標識種別	1. 案内 2. 誘導 3. 記名 4. 説明 5. 禁止・規制 6. 広報 7. その他
本体寸法	× × mm
表示板面寸法	× mm
本体仕様	表示板 1. ステンレス 2. アルミ 3. スチール 4. 樹脂系 5. その他 ( )
	柱 1. ステンレス 2. アルミ 3. スチール 4. 樹脂系 5. その他 ( )
	照明 1. 内照 2. 外照 灯種 ( ) 規格 W 本
社名	
部署名	
担当者	
電話	FAX
社名	
部署名	
担当者	
電話	FAX
社名	
部署名	
担当者	
電話	FAX
占用許可者	
設置場所見取り図	<div style="text-align: center;">  </div> 備考
現況写真 表示面写真	

※本体等設計図書があれば添付のこと

## 15. (参考) 既存の石碑や洪水痕跡の水位標等

過去の水害の石碑や洪水痕跡等は、日常において地域の水害の危険性を周知するという観点で、まるごとまちごとハザードマップの取組と同じ趣旨のものである。

石碑や洪水痕跡等を活用して、まるごとまちごとハザードマップの取組を進めるものとする。参考として事例を以下に示す。<sup>2</sup>



■狩野川（石碑）  
狩野川台風S28



■筑後川（表示板）  
筑後川大洪水



■庄内川（洪水水位標）  
東海豪雨



■湧水町（洪水水位標）  
H18年鹿児島県北部豪雨洪水



■長野市（洪水水位標）  
寛保2年(1742)8月戊の満水 他  
(善光寺平洪水水位標)



■飯山市（洪水痕跡）  
S57年洪水痕跡



■江東区（洪水水位標）  
S54台風20号 他



■江戸川区（水位表示施設）  
荒川の現況水位と危険水位等をリアルタイムで表示している

出典) まるごとまちごとハザードマップ検討会資料、千曲川河川事務所資料、荒川下流河川事務所資料 他

<sup>2</sup> 石碑や洪水痕跡等については、国土地理院の地理院地図でも「災害伝承碑」として確認できる。  
<https://maps.gsi.go.jp/>